

点検評価ポートフォリオ

京都府立医科大学

2024 年 5 月

はじめに

本学は1872年に東山栗田口青蓮院に仮療病院として設立され、1903年に医学専門学校となった後、1921年に大学令に基づいた京都府立医科大学へと昇格し、同時に予科を開設した。

1952年の学制改革では新制の大学となり、さらに、1957年には大学院（医学研究科・博士課程）を開設、1971年には医療センター、1982年には附属小児疾患研究施設、1990年には附属脳・血管系老化研究センター、2013年には附属北部医療センターなどの附属施設を開設した。

また、看護学科は、1889年に設置された附属産婆教習所の開設に始まり、1976年、専修学校制度による京都府立医科大学附属看護専門学校、1993年、本学への医療技術短期大学部併設などの変遷を経て、2002年4月に京都府立医科大学医学部の学科として設置された。

2022年には創立150周年を迎え、この大きな節目に、世界に互する研究に取り組み発信するという、現在まで当大学で脈々と継承されてきた精神を引き継ぎ、その成果を地域に還元し、さらに医学の未来を切り開く絶え間ない努力を惜しまないことを誓い、新たな決意を表すスローガンとして「継承し創造する未来」を掲げている。

本学の教育研究活動等の取組みに関する自己点検・評価については、地方独立行政法人法に基づく業務実績に関する評価により実施している。中期計画・年度計画について毎年度、進捗を確認するとともに、達成状況について自己点検・評価を行い、学内会議で結果を共有し、改善を促している。また、同法人の京都府立大学とあわせて、その結果を業務実績報告書にまとめた上、京都府公立大学法人評価委員会において評価を受けている。

2022年には医学教育評価機構(JACME)による評価を受審し、期限付認定との判定を受けた。今後、日本医学教育評価機構から通知された評価報告書(確定版)の内容を基に、医学教育の充実や一層の発展に努める。

また、大学機関別認証評価については、直近では2017年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による評価を受けており、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、同機構が定める大学評価基準を満たしているとの評価を受けている。

今回の大学機関別認証評価の受審にあたり、京都府立医科大学自己点検・評価委員会を中心に、学内の取組について自己点検・評価を行った。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事（①大学）	8
（②大学院）	10
ロ 教員組織に関する事（①大学）	12
（②大学院）	14
ハ 教育課程に関する事（①大学）	16
（②大学院）	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「【学習成果】CBTと卒業試験・国家試験結果の相関解析に基づく学生学修支援」	37
取組み2 「競争的研究費取得向上にむけた取組」	38
取組み3 「【学習成果】地域医療に関わる医師人材育成の実績とキャリアサポート（地域卒学生）」	39
取組み4 「【学習成果】国際化推進にむけた取り組みと学部学生の国際交流活動の発展」	40
取組み5 「看護実践キャリア開発センターによる看護職人材（高度医療人材）の育成とキャリア支援」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「地域医療教育推進事業（地域滞在実習）」	45
取組み2 「全人的医療に必要な医文理融合を基盤としたリベラルアーツの充実、異分野交流の「場」の醸成」	46
取組み3 「京都府立医科大学産学公連携機構「KPUM Medical Innovation Core for Society(K-MICS)」」	47
取組み4 「看護の統合分野におけるOSCEの取り組み」	48
取組み5 「京都府立医科大学「北部キャンパス『知の拠点化』構想」による特色ある教育研究プログラム」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

京都府立医科大学

(2) 所在地

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465 番地 (河原町キャンパス)

京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町 410 番地 (広小路キャンパス)

京都市左京区下鴨半木町 1-5 (下鴨キャンパス)

京都府与謝郡与謝野町字男山 481 番地 (北部キャンパス)

(3) 学部等の構成

学部：医学部

研究科：医学研究科、保健看護研究科

その他の組織：研究質管理センター、国際学術交流センター、附属図書館、総合情報センター、附属病院、附属北部医療センター、最先端がん治療研究センター、小児医療センター、附属脳・血管系老化研究センター、医療センター、看護実践キャリア開発センター、京都府立医大アイバンク、ワークライフバランス支援センター、教育センター、全人的医療人材育成・研究センター、保健管理センター、北部キャンパス

(4) 学生数及び教職員数 (令和6年5月1日現在)

学生数：学部 999 名、大学院 339 名

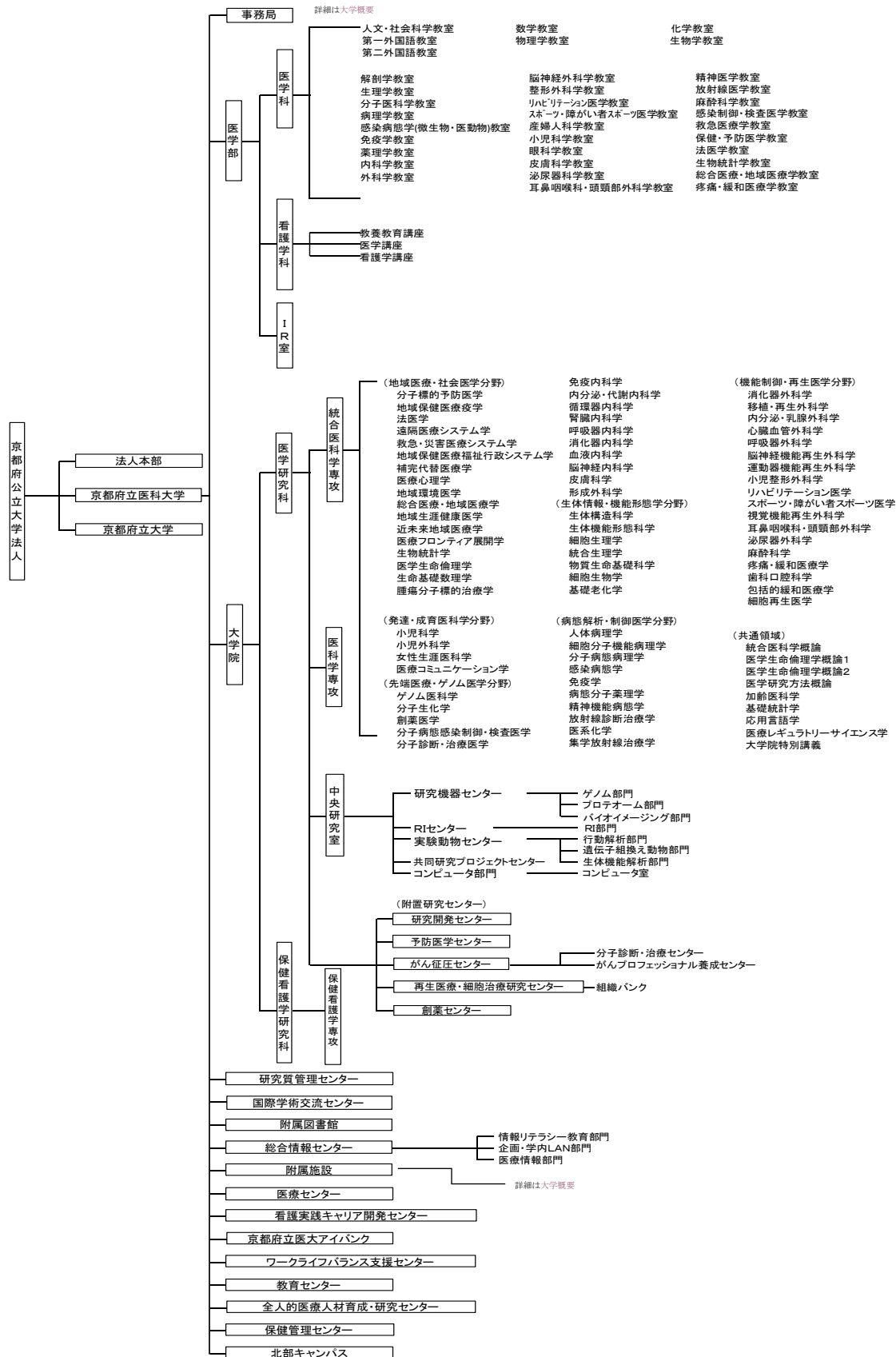
専任教員数：464 名、職員数：1,479 名

(5) 理念と特徴

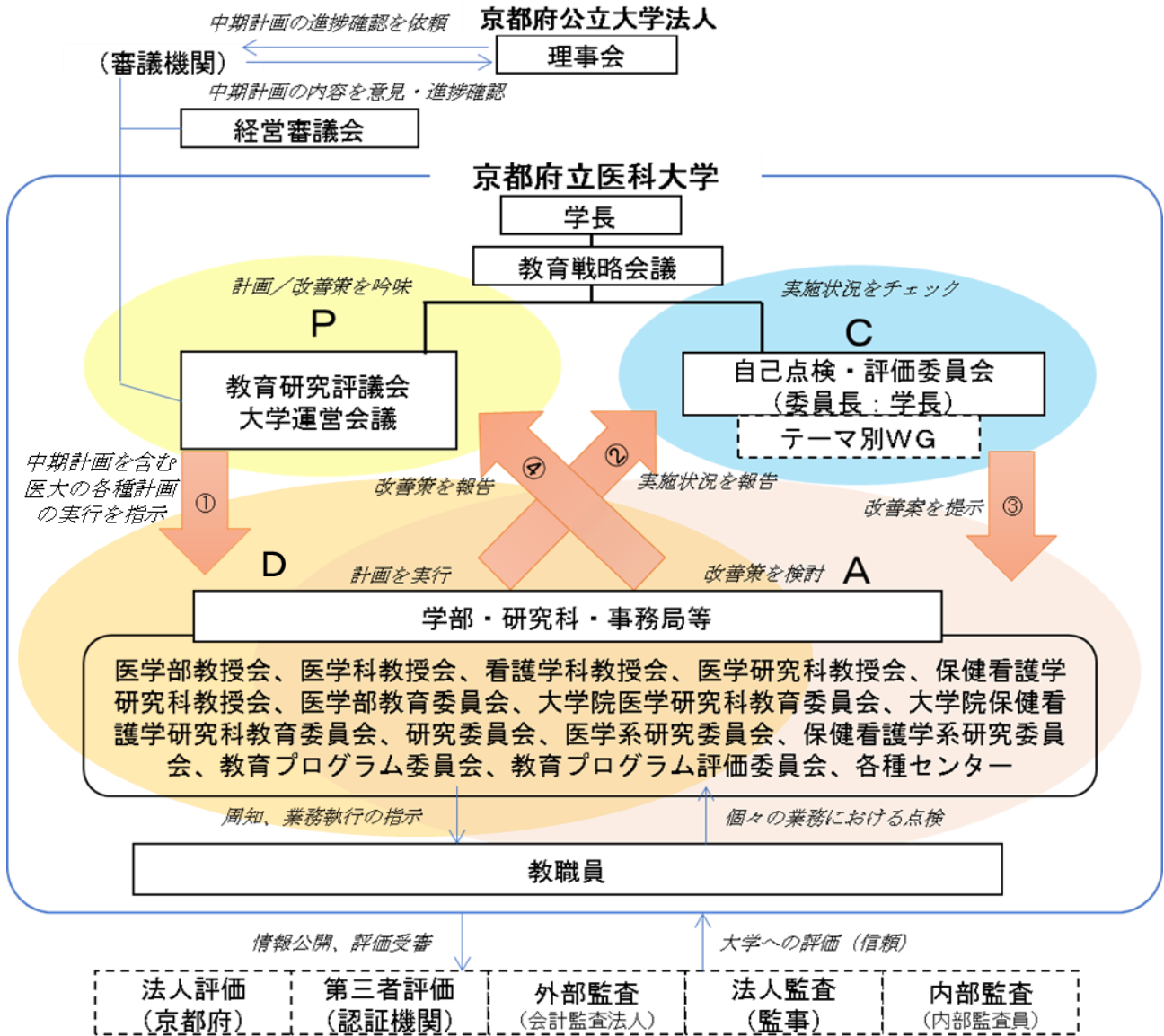
本学は、「世界トップレベルの医学を地域へ」を理念とし、医学及び看護学に関する知識及び技能を授け、有能な医師、看護師、保健師及び助産師となるのに必要な教育を施すことを目的とし、医学及び看護学の深奥を究めることを通じ、学術・文化の進展と人類の福祉とに寄与することを使命として、実践・活動している。

百五十年を超える伝統及び実績の継承や1法人2大学のメリットを活かして相互の連携を図りながら、質の高い教育研究、幅広い教養・高度の専門知識・高い倫理観を備えた人材の育成、大学・地域と連携した研究成果の活用、附属病院での全人医療の提供等を通じて、府民の健康増進と福祉の向上に貢献し、地域社会はもとより国内外の発展に寄与することを図っている。

(6) 大学組織図



(7) 内部質保証体制図



本学の内部質保証は、各学部、研究科、附属病院及び事務局から選出された委員で構成される自己点検・評価委員会において、本学の教育・研究活動について協議し、自己点検・評価を実施している。その結果を基に、各教授会、各教育委員会等で改善策を検討し、実施している。

学長は、教育研究評議会及び大学運営会議を開催して説明・意見等を求めながら、取り組むべき計画及び改善策を吟味し、各部局へ実行を指示している。

大学の目的

大学の目的は、大学学則及び大学院学則の第1条に規定されている。

京都府立医科大学学則

(大学の目的及び使命)

第1条 京都府立医科大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）及び京都府公立大学法人定款の規定及び「世界トップレベルの医学を地域へ」という本大学の理念に基づき、医学及び看護学に関する知識及び技能を授け、有能な医師、看護師、保健師及び助産師となるのに必要な教育を施すことを目的とし、医学及び看護学の深奥を究めることを通じ、学術・文化の進展と人類の福祉とに寄与することを使命とする。

京都府立医科大学大学院学則

(目的)

第1条 京都府立医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

また、法人の目的は、定款の第1条に規定されている。

京都府公立大学法人定款

(目的)

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、京都府立医科大学及び京都府立大学の設置及び管理をし、京都府民に開かれた大学として透明性の高い運営を行うとともに、両大学の教育研究の特性への配慮の下で、百年を超える伝統及び実績の継承や相互の連携を図りながら、京都府における知の拠点として、質の高い教育研究を実施することにより幅広い教養、高度の専門的な知識及び高い倫理観を備えた人材を育成し、並びに大学や地域の多様な主体と協力・連携した研究成果等の活用、附属病院における全人医療の提供等を通じて、京都府民の健康増進及び福祉の向上、京都文化の発信並びに科学・産業の振興に貢献し、もって地域社会はもとより、国内外の発展に寄与することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的・理念・使命

京都府立医科大学（以下、「本学」とする。）学則第1条において、「大学の目的および使命」として「教育基本法にのっとり、学校教育法に定める大学として、京都府公立大学法人定款の規定および“世界トップレベルの医学を地域へ”の理念に基づき、医学及び看護学に関する知識及び技能を授け、有能な医師、看護師、保健師及び助産師になるのに必要な教育を施すことを目的とし、医学及び看護学の深奥を究めることを通じ、学術・文化の進展と人類の福祉とに寄与することを使命とする」と定めており、教育基本法第七条および学校教育法第83条に則している。

また、学則第2条において、「目的及び使命を達成するため、教育研究活動、組織及び運営並びに施設及び設備の状況において自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定める。

2020年度京都府公立大学法人第3期中期計画では、上記に示した本学の理念のもと、「継続的な医療人育成の展開、揺るぎない地域医療の形成、世界への情報発信、医学や医療の基盤の拡大」等をミッションとし、教育研究上の人材育成方針を明記した上で、年度ごとに自己点検評価を行い、公表している。

2) 学部等の組織

学則第1条に定められた目的および使命を達成するため、同学則第3条に「本学に医学部を置き、医学部に医学科及び看護学科を置く」と定めている。

医学科、看護学科それぞれにおいてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定・公表し、その目的を達成することを目指し、自己点検を行っている。

3) 医学・看護学教育を行う組織

医学教育を行う医学科では、医学基盤(教養)科目、基礎医学科目、社会医学科目、臨床医学科目を主体とする6年一貫教育を行っている。学長を長とする教育戦略会議にて教育に関する方針を決定し、教育センター長が司る教育プログラム委員会にてプログラム(カリキュラム)を立案・管理している。教育担当副学長を座長とする教育プログラム評価委員会でプログラムの評価を行い、教授会・教育戦略会議で改善方針を決定、教育プログラム委員会での改善策立案に繋げている。

これとは別に教授会の下部組織として学生部長を筆頭とする教育委員会を置き、学生支援、厚生補導、学業・生活に関する事項を所掌するとともに、クラス担任会議の統括と教員教育の機能を担っている。

実際の教育については教育センターが各科目を統括し、すべての科目の委員によって構成されるカリキュラム委員会を主導して、講義・演習や臨床実習のほか、横断的教育プログラム、共用試験、総合試験を行っている。

看護学科においては、基礎・教養科目、専門基礎科目、専門科目の教育を4年一貫して行なっており、看護師課程のほか保健師養成のための地域看護学履修課程、助産師養成のための助産学履修課程をそれぞれ設けている。両学科共通組織としての教育戦略会議の方針のもと、看護学科教育委員会がプログラムの立案・管理と評価を行いつつ、実際の講義・演習・臨地実習を展開している。

上記のほか、医学科・看護学科共通の組織として入試室、国際学術交流センターを、またそれらから独立した組織としてIR室を置き、それぞれ入学者選抜試験の管理・運営、学生の国際交流に関する事象、教育に関するデータ分析と管理を取り扱う。さらに医学科の医学基盤科目、看護学科の基礎・教養科目においては京都三大学(京都府立大学・京都工芸繊維大学・本学)教養教育研究・推進機構をおき、三大学の学生に対して共同で教養教育を行うプログラムがある。また、地域医療実習など医学科・看護学科が共同で行うプログラムを有する。

4) 収容定員

学則第11条及び附則により、学生定員及び入学定員を下記のように定めている。医学科においては2008年度から国の緊急医師確保対策に基づいて定員に地域枠を導入し、2024年度も5名の臨時増員が認められている。

入学者数が入学定員を下回る状況にはない。

(2024年度)	学生定員	入学定員
医学科	642人	107人
看護学科	340人	85人

5) 名称

大学、学部および学科の名称は、学則第1条に定める教育研究上の目的・使命、および人材育成上の理念に合致しているものであり、適当であると考えられる。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	目的および使命を実現するために、医学・看護学教育を行う組織が適切に配置されている。
改善を要する点	IR室、教育センター(入試室含む)、国際学術交流センターなどでは兼任教員の割合が多く、それらの機能を充実するために、専任教員数を増加する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	・ 大学学則（第1条）
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	・ 大学学則（第1条） ・ 大学案内 2024
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	・ 大学学則（第3条）
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	・ 大学学則（第3条）
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	・ 大学学則（第3条）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	該当なし
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	・ 大学学則（第11条及び附則） ・ 令和5年度京都府立医科大学概要（2 概要、3 組織、6 学生） ・ 認証評価基礎データ
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	・ 京都府立大学法人定款（第3条） ・ 大学学則（第3条）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的</p> <p>京都府立医科大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする(大学院学則第1条)。</p> <p>医学研究科博士課程においては、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。特に統合医科学専攻として、高度先進医療を推進する研究医及び先端医学研究を展開しうる医学研究者の養成を目的とする。修士課程については、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な卓越した能力を養うものとする。特に医科学専攻として、学際的展開を図りうる医学研究者の養成に加え、地域の保健医療に貢献する高度な専門職業人を養成するものとする。</p> <p>保健看護学研究科は、保健医療等の分野において、学際的展開を図りうる保健学及び看護学の研究者並びに広域的な指導力を発揮できる高度な専門職業人を養成するものとする。以上の大学院の目的については本学大学院学則第1条及び第4条に明記している。</p> <p>保健看護学研究科には、博士前期課程、博士後期課程を置いている。両課程を通して、研究能力と実践能力、教育能力を涵養し、高度な専門職業人及び学際的展開を図りうる保健看護学の教育・研究者の養成を目的としている。以上の目的については、本学大学院学則第1条及び第4条ならびに保健看護学研究科授業要項に明記している。</p> <p>2) 組織</p> <p>大学院には、大学院学則に基づき、医学研究科及び保健看護学研究科を置いている。</p> <p>医学研究科には修士課程と博士課程を置き、修士課程には医科学専攻を、博士課程には統合医科学専攻を置く。博士課程統合医科学専攻には、「総合コース」「がんプロフェッショナル養成専門コース」「法医臨床医・法歯科医・法医専門医養成コース」に加え、2024年度より「北部キャンパス地域医学コース」の4コースを設置している。「総合コース」は専門分野における知識と研究能力を有する専門的な医師・医学研究者を育成することを目的としている。「がんプロフェッショナル養成専門コース」は、がん医療の担い手となる質の高い専門医や集学的治療におけるチーム医療者を育成することを目的としている。「法医臨床医・法歯科医・法医専門医養成コース」は、法治維持や安全確保及び公衆衛生の向上に資する能力の養成を</p>	<p>目的としている。「北部キャンパス地域医学コース」は、地域課題を俯瞰し、地域医療に代表される社会課題に対し京都府北部地域をモデルとしてその解決に資する研究力を養成することを目的としている。</p> <p>保健看護学研究科博士前期課程においては、2011年度よりがん看護専門看護師コースを、2024年度には精神看護専門看護師コースを開設し、高度実践看護師教育課程を展開している。2018年設置の博士後期課程においては、基盤実践保健看護学および広域実践保健看護学の2分野を有し、少子高齢社会など現代社会における医療問題の解決に向け、高度な専門職業人及び学際的展開をはかりうる保健看護学の教育・研究者を養成している。</p> <p>3) 収容定員</p> <p>収容定員は本学大学院学則10条(学生定員等)において研究科の専攻ごとに定めている。</p> <p>医学研究科博士課程統合医科学専攻においては、1学年70名の入学定員とし4学年合計で280名を学生定員と定めている。また、修士課程医科学専攻においては、入学定員は10名であり学生定員としては2学年の合計で20名と定めている。</p> <p>医学研究科における志願者倍率は、2020年度:1.1倍、2021年度:1.2倍、2022年度:1.0倍、2023年度:1.1倍、2024年度:1.1倍と推移し、ほぼ入学定員を上回る志願者数を保っている。入学者数の推移は、2020年度:73名、2021年度:82名、2022年度:67名、2023年度:76名、2024年度:72名であり適正な充足率を維持している。全学年合計の学生定員の充足率は過去5年間の平均で110.8%(310.2名)となっており、充足率は若干100%を超えるものの適正な範囲を維持し続けている。</p> <p>保健看護学研究科においては、博士前期課程の入学定員を8名(学生定員16名)、博士後期課程の入学定員を3名(学生定員9名)と定めている。充足率については、博士前期課程においては、コロナ禍以降50~80%程度にとどまっており、志願者数の確保が課題である。博士後期課程の収容定員超過は、コロナ禍の病院立ち入り制限等により研究に影響を受けた学生が長期履修を選択したことにより一時的に増加した。2023年に規程改正の上、長期履修を選択する学生はより早期に許可を受けなければならないこととし、計画的な履修を促した。</p> <p>4) 名称</p> <p>大学院における研究科及び専攻の名称は、大学院学則第1条に定める設置目的と合致しており、適当である。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>大学の理念及び使命を実現するために多様なコース設定を設け十分な教育研究組織を備えている。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>高度な研究人材育成に向け、研究推進を促すプログラムや支援制度の拡充が必要である。 保健看護学研究科博士前期課程における志願者数確保のための対策が必要である。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則（第1条）
	大学院設置基準	
②	第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則（第4条） ・ 授業要項（保健看護学研究科）
③	第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則（第3条）
④	第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則（第4条、第8条、第9条）
⑤	第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則（第4条、第8条、第9条）
⑥	第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則（第3条）
⑦	第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則（第3条）
⑧	第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則（第10条） ・ 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程授業科目履修規程
⑨	第二十二條の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則（第3条）

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教授会

教授会は京都府立医科大学学則第 7 条および 8 条、ならびに医学部教授会規程第 3 条等に基づき、原則として毎月第 2 木曜日に開催している。教育課程の編成、学生の入退学、卒業、修了、その他教育・研究活動に係る重要事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとしている。

2) 教員組織

学長のほか、教育・研究・総務・地域医療担当の 4 名の副学長を配置し、教育・研究に係る組織的な連携体制を確立している。

医学部医学科の教員は大学院を本務とし、医学科は兼務とする教員組織体制としている。京都府立医科大学組織細則第 6 条に基づき、統合医科学専攻および医科学専攻を置き、これらの分野には各科目を置くこととし、科目毎に教員組織を編成し、教員配置を行っている。看護学科では教養教育講座、医学講座、看護学講座の 3 講座を設置し、その講座の下にそれぞれ担当領域を設置する組織編成としている。医学科各科目および看護学科各講座に原則として教授を充て、その下に准教授、講師、助教を配置し、教授を中心とした教育体制を編成している。

3) 教員の選考・年齢構成など

教員は大学設置基準に規定されている教員の資格に基づき、採用基準および昇任基準を定めて選考している。幅広く優秀な人材を確保するために最重要ポストである教授や部門責任者は公募制による採用を行っている。任期制、表彰制度、外部人材の積極的な導入促進など、多様な方法で教員組織の活性化を図っている。教授選考においては教授選考規程第 3 条で「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」を要件としているため、選考委員会が実施する面接や講師(学内)以上の専任教員を聴講者とする公開セミナーにおいて、被選考者が選考方針で求められている能力を有するか否かの評価を行っている。教員採用の手続きは、教授会で審議の上、学長が決定し、教育研究評議会での審議を経て承認することとしている。

教員の年齢別構成(2024 年 5 月末時点)は、30 代が 16.5%、40 代が 43.9%、50 代が 30.9%、60 代が 8.7%となっており、特定の年齢層に偏ることなく、バランス良く配置されている。

女性教員は 21.4%であり、この数年で徐々に増えている。女性管理職の割合は 9.6%(2019 年度)から 14.2%(2023 年度)と、増加傾向にある。

4) 授業科目の担当

医学科・看護学科では、参加型実習の充実とともに、医学基盤(教養)教育、基礎・社会医学、臨床医学において横断的授業・学修、学年縦断的授業・実習、アクティブラーニングによる学修を導入するなど、医学基盤(教養)教育、基礎・臨床医学教育を通じて連携の取れた系統的カリキュラムを編成している。必修科目および選択必修科目を「主要と認める授業科目」として位置付けており、すべての科目を専任の教授または准教授が責任者として授業を行っている。教育活動を支援するための事務組織として教育支援課(常勤 14 人、非常勤 10 人)を配置している。また実習や演習を中心して、教育補助のために各授業科目のうち 27 科目に TA/RA (teaching/research assistant)を 22 人配置している。

5) 専任教員数

専任教員数は表のとおり、大学設置基準に定められた必要教員数以上を確保している(2024 年 5 月時点)。また教員の定員や退職に伴い、欠員が生じる場合には計画的に採用活動を行っている。

区分	専任教員数		
	総数	うち教授	うち准教授
医学科	431 人	42 人	55 人
看護学科	33 人	10 人	5 人

6) 教員の業績評価など

教員の多様な実績を評価するため、2013 年 1 月から教員業績評価制度を導入している。評価は全教員を対象に実施している。教育、研究、臨床、社会貢献、管理運営の 5 項目について年 2 回(上半期および下半期)活動状況についての業績評価調書を教授等の所属長に提出している。その評価結果を教員業績評価実施要綱に基づき、勤勉手当や昇級に反映させることにより、教員の能力および意欲の向上並びに組織力の強化を図っている。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

大学院での教育・研究指導を担当するにふさわしい能力・実績を兼ね備えた教員を十分に配置している。

改善を要する点

特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学学則(第7条及び第8条) ・医学部教授会規程(第1条) ・学科教授会規程(第1条) ・大学院研究科教授会規程(第1条)
	大学設置基準	
②	<p>第七条(教育研究実施組織等) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 省略 3 省略 4 省略 5 省略</p> <p>6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学学則(第5条) ・組織細則(第3条、第4条及び第10条) ・医学部学科教授選考規程 ・大学院研究科教授選考規程 ・医学部学科准教授・講師・助教・助手選定に関する規程
③	<p>第八条(授業科目の担当) 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医学科授業要項(シラバス) ・看護学科授業要項(シラバス) ・京都府立医科大学リサーチ・アシスタント取扱要綱 ・京都府立医科大学ティーチング・アシスタント取扱要綱
④	<p>第十条(基幹教員数) 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府公立大学法人教職員就業規則 ・京都府立医科大学概要 ・大学学則 ・教員業績評価実施要綱

③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ロ 教員組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教員組織の構成</p> <p>本学には学長のほか副学長を配置し、大学院には医学研究科長及び保健看護学研究科長(双方とも学長が兼任)の職を配置している。大学院医学研究科は、医学研究科長のもとに副学長(研究担当・未来人材育成)が配置され、そのもとで研究部長が大学院医学研究科教授会の付託に応じる組織として設置されている大学院医学研究科教育委員会の委員長として、大学院教育に係る事項の審議と実務を担当する。また、研究部長を委員として含む研究委員会は、大学院医学研究科大学院生に係る研究に関する事項の審議を行う。</p> <p>一方、大学院保健看護研究科では、保健看護学研究科長(学長)のもとに設置されている大学院保健看護学研究科教育委員会が大学院保健看護学研究科大学院生の教育に係る事項の審議を行い、保健看護学系研究委員会が研究に関する事項に係る審議を行う。各大学院入試委員会にて大学院生の入学を、各大学院研究委員会にて学位論文審査、学位授与及びその他の事項を審査し、入学及び学位の承認は各大学院研究科教授会にて行われ、その決定は学長が行っている。この様な組織により、大学院教育の組織的かつ円滑な運営が行われている。</p> <p>大学院医学研究科には、統合医科学専攻(博士課程)及び医科学専攻(修士課程)を置き、総合医科学専攻には従来からの「総合コース」「がんプロフェッショナル養成専門コース」に加え、2021年度より「法医臨床医・法歯科医・法医専門医養成コース」を、2024年度より「北部キャンパス地域医学コース」を新たに設置した。総合コースには6分野が置かれ、各分野に付随する各科目を設置している。</p> <p>大学院保健看護学研究科には、博士前期課程として10科目からなる共通科目と27科目からなる専門科目、および19科目からなる特別研究・演習・実習を設置している。また、2011年にがん看護専門看護師コースを、2024年度に精神看護専門看護師コースを開設した。博士後期課程には、3科目からなる共通科目と4科目からなる専門科目を設置している。</p> <p>上記の各科目に教員組織が編成され、各専門分野における最先端の専門知識・技能を教授できる教員として、教授、准教授及び講師が配置されている。教員組織及びカリキュラム、教員配置の妥当性に関しては、医学部教授会、各大学院研究科教授会、教育研究評議会、および大学運営会議等にて科目設置を契機に検討し、必要な修正を行っている。</p>	<p>2) 教員の指導能力の評価</p> <p>大学設置基準に規定されている教員の資格に基づき、京都府立医科大学医学部学科教授選考規定、京都府立医科大学医学部学科准教授・講師・助教・助手選定に関する規定に採用基準及び承認基準を定め、教育研究上の指導能力を研究業績とともに最重要項目として位置付け、教育研究評議会において総合的に評価している。また、教育、研究、臨床、社会貢献、管理運営の5項目に関し、教員の多様な実績を公正に評価するため、2013年1月から教員業績評価制度を導入した。各教員は、各年度の上下半期期間中の活動状況を業績評価調書として教授等の評価者へ提出し、評価者がそれに対して評価を行い、その結果を人材育成、勤勉手当や昇進に反映させている。また、上記評価を踏まえた上で、各講座の教授等の評価者が、大学院教育にかかる人材も適材適所になる様に配置している。</p> <p>3) 授業科目の担当</p> <p>授業科目に対し、上述のような科目に応じて専門性を有する教員が配置され、授業科目を担当している。</p> <p>大学院医学研究科における医科学専攻(修士課程)の科目担当状況に関しては、本学の専任教員が担当する科目数は、全38科目中38科目で100%である。総合医科学専攻(博士課程)の科目の担当状況に関しては、本学の専任教員が担当する科目数は全116科目中116科目と100%である。必要とされる教育の実施と質の維持に対し、適正な配置がなされている。</p> <p>大学院保健看護学研究科における博士前期課程の科目担当状況に関しては、本学の専任教員が担当する科目数は、全41科目中40科目で98%である。博士後期課程の科目の担当状況に関しては、本学の専任教員が担当する科目数は全7科目中7科目と100%である。必要とされる教育の実施と質の維持に対し、適正な配置がなされている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>各研究科の掲げるディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを達成するにふさわしい組織を編成と教員配置が実現されている。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究委員会規程 ・ 大学院医学研究科教育委員会規程 ・ 保健看護学系研究委員会規程 ・ 大学院保健看護学研究科教育委員会規程
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則（第5条） ・ 京都府立医科大学医学部学 科教授選考規程 ・ 京都府立医科大学医学部学 科准教授・助手・助手選定に關 する規程 ・ 大学院医学研究科修士課程 授業科目履修規程 ・ 大学院医学研究科博士課程 授業科目履修規程 ・ 認証評価共通基礎データ ・ 教員業績評価実施要綱
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学概要（4 職員構成）

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

学則に記載の通り、本学は、「世界トップレベルの医学を地域へ」の理念に基づき、医学及び看護学に関する知識及び技能を授け、有能な医師、看護師、保健師及び助産師となるのに必要な教育を施すことを教育の目的としている。

1) 入学者選抜

学部の入学者選抜は、ディプロマ・ポリシーに定められている学修目標を卒業時に達成しうる能力・資質が備わっているかどうかを、アドミッション・ポリシーに基づいて判断している。一般選抜は、大学入学共通テストと個別学力試験、調査書等に基づく面接で、学力の三要素と意欲・適性を評価し合否判定を行っている。学校推薦型選抜では、推薦書及び調査書並びに志望理由書をもとに地域の医療・看護への熱意を重視する面接を行い、合わせて看護学科では小論文を含む筆記試験、医学科では大学入学共通テストの結果とともに総合的に合否判定を行っている。

入学者選抜は、両学科の教員から構成される入学試験委員会と、この下に学科ごとに入学者選抜委員会を置き、入学者選抜要項とそれぞれの学科の選抜方式ごとの学生募集要項を作成し、実施している。合否判定においては、公平性を確保するために、個人が特定されないよう氏名その他の個人情報を含む個人情報を匿名化したうえで採点し判定資料を作成して、最終的に学長が決定している。また、入学者選抜における透明性を担保するため、本人の請求があれば試験の情報を開示している。2023年度より、入学者選抜に係る点検・評価、高大接続及び入試広報等を専門的に行う入試室を教育センター内に設置した。入試室は学生の入学時の成績と在学中や卒業時の成績の相関を分析し、それらのデータを基に入学者選抜方法の改善に関する検討や提案などを行っている。

2) 教育課程の編成・授業等

医学科、看護学科の教育課程の編成・実施方針は、ディプロマ・ポリシーに定められている資質・能力を達成するための教育内容・方法としてカリキュラム・ポリシーに明示されている。医学科では、医学教育モデル・コア・カリキュラムに従ったカリキュラムとともに本学独自のカリキュラムを KPUM 学として展開している。必修授業と選択授業を配置し、特に本学、京都府立大学、京都工芸繊維大学が連携する「京都三大学教養教育研究・推進機構」において幅広い教養科目を選択できる。教養教育は医学基盤教育として専門教育との継続性を重視し、英語や医療倫理学などでは1年次だけでなく2年次以降も段階的に授業を行っている。専門教育は、1年次後半から基礎医学、3年次より臨床医学、4年次に社会医学を配置、臨床医学

は臓器別ユニット授業により基礎医学との水平・垂直統合を実現している。4年次には6週間の研究配属で科学する心を涵養している。地域医療実習を含め73週にわたり実施する診療参加型臨床実習には、本学附属病院と多数の本学関係病院が参加し、高度先進医療と地域密着型医療をバランスよく経験できる。

看護学科においても、看護学教育モデル・コア・カリキュラムに則り、健康に関する複雑多様なニーズを持つケア対象者に対応する知識・技術・態度を修得できるよう基礎・教養科目、専門基礎科目、専門科目を1年次から系統立てて配置している。臨床看護技術の到達度の評価は、4年次後期に本学独自の取り組みであるOSCEを実施している。看護学実習は、医療機関だけでなく地域の福祉施設等でも行い、多職種協働を体験的に学んでいる。加えて保健師または助産師国家試験受験資格が選択制で取得でき、これらの職種を志向する学生のニーズに応えている。

履修できる科目は教育センターと教育支援課により組織的に作成されるシラバスに示される。授業は、講義、演習、実習、実技によって行い、学則の定め通り、医学科における単位の算定は、講義及び演習については、15時間をもって1単位、実習及び実技については、30時間をもって1単位とする。看護学科においては、講義及び演習については、15時間又は30時間をもって1単位とし、実習及び実技については45時間をもって1単位とする。1年間の授業期間は35週にわたることを原則とする。シラバスの記入状況の確認やチェックは教育センターの専任教員が組織的に行い、必要な修正を行う。

3) 成績評価基準・卒業判定基準

医学科、看護学科それぞれの学位授与方針であるディプロマ・ポリシーが定められている。学則の定めにより、単位の修得の認定は、規程で定める試験その他の審査によって行う。成績の評価は、評点又は評語をもって表し、合否判定基準は履修規程に定められ、基準に従った各科目の成績評価方法はシラバスに明記され、周知されている。講義時間数の60%以上を定期試験受験の要件に、実習回数の100%(医学科)、80%(看護学科)の出席を単位修得の要件にしている。学生は、成績評価に関して異議がある場合は、異議を申し立てることができる。異議申し立て制度の詳細はシラバスに記載され、周知されている。医学科、看護学科ともに各学年における進級要件は履修規程で定められ、教員で構成される進級判定会議において成績および進級を審議する。卒業要件は履修規程において定められており、教授会の議を経て学長が決定する。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	京都三大学教養教育共同化により、幅広い教養科目を選択できる。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医学部入学試験委員会規程 ・入学者選抜要項 ・学生募集要項
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学学則（第21条） ・医学部医学科授業科目履修規程（別表2から4） ・医学部看護学科授業科目履修規程（別表1） ・医学科カリキュラムツリー（授業要項） ・看護学科カリキュラムツリー（授業要項）
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学学則（第21条） ・医学部医学科授業科目履修規程（別表2から4） ・医学部看護学科授業科目履修規程（別表1）
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学学則（第21条及び第27条） ・医学部医学科授業科目履修規程（別表2から4） ・医学部看護学科授業科目履修規程（別表1）
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医学科授業要項（前期・後期授業時間割） ・看護学科授業要項
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医学科授業要項 ・看護学科授業要項
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学学則（第21条及び第27条）
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医学科授業要項 ・看護学科授業要項
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学学則（第28条） ・医学部医学科授業科目履修規程（第12条） ・医学部看護学科授業科目履修規程（第10条）
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本学では、学年進級制により各学年で進級判定を実施するとともに、大部分は必修科目であるため、GAP制度は設けていない。

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

本学の大学院入学者選抜は大学院学則第4章第2節により規定される。大学院課程の入学者選抜においては、大学院医学研究科および大学院保健看護学研究科において策定したアドミッション・ポリシーに即して、各研究科の入学試験委員会を中心に、求める学生像に合致する学生を公正に選抜し、研究科教授会での審議を経て学長が合格者を決定している。アドミッション・ポリシーおよび入学試験の募集要項は大学Webサイト上に掲載し、入試説明会を開催して周知している。医学研究科では、修士課程(医科学専攻)、博士課程(統合医科学専攻)の各課程において年2回の入学試験を行い、外国語試験および専門試験からなる学力試験を行うとともに面接試験等の人物評価試験を実施し、これらの成績を総合的に審査して合格者を判定している。また博士課程入学を志願する外国人留学生に対しては、英語版の専門試験問題を別途作成し、実施している。保健看護学研究科は博士前期課程、博士後期課程を置き、各課程年2回の入学試験(筆記試験及び面接試験)により社会人を含む幅広い学生を受け入れている。各研究科において、入学試験結果の総合的評価は入学試験委員会および研究科教授会において行い、入学選抜方法の評価および課題提起は入学試験委員会において議論し、必要な修正を加え、次年度の入学試験委員会へと引き継いでいる。

2) 教育課程の編成・授業等

本学の大学院教育課程の編成・授業等は大学院学則第4章第3節により規定される。本大学院の授業及び研究指導(学位論文の作成等に対する指導)は、大学院設置基準第9条第2号に定める資格を有する本大学院の教員が、医学研究科および保健看護学研究科において策定したカリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針)に即して担当する。教育研究方針、授業の履修要項、授業科目一覧、主な担当教員については大学院履修概要に記載し、年度毎にシラバスとして学生に通知している。各研究科のシラバスは毎年(特に2018年度以降)改定を行い、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーと照合し、より詳細かつ具体的な記載内容に改めている。医学研究科においては、博士課程(統合医科学専攻)は高度先進医療を推進する研究医及び先端医学研究を展開しうる医学研究者を養成するものとする。従来の「総合コース」、「がんプロフェSSIONAL養成専門コース」に加えて、2021年度

から「法医臨床医・法歯科医・法医専門医養成コース」を新設した。さらに、「北部キャンパス地域医学コース」として、北部キャンパスを拠点とした社会人大学院コースを開設し、2024年度より学生を受け入れている。

修士課程(医科学専攻)は、学際的展開を図りうる医学研究者及び地域の保健医療に貢献する高度な専門職業人を養成するものとする。また、「遺伝カウンセリングコース」を新設し、2023年度より学生を受け入れている。

保健看護学研究科においては、高度な研究能力と実践能力、教育能力の涵養を通じて、高度な専門職業人及び学際的展開を図りうる保健看護学の教育・研究者の養成を目的としている。博士後期課程においては、基盤実践保健看護学および広域実践保健看護学の2分野を有し、少子高齢社会など現代社会における医療問題の解決に向け、高度な専門職業人及び学際的展開をはかりうる保健看護学の教育・研究者を養成している。

また、博士前期課程においては、2011年度より「がん看護専門看護師コース」を開設し、修了生全員が資格を取得している。2024年度からは「精神看護専門看護師コース」を開設し、2コースの高度実践看護師教育課程を展開している。

3) 成績評価基準・修了判定基準

本学の大学院成績評価基準・修了判定基準は大学院学則第4章第3節・第5節により規定される。成績評価は、専攻分野における研究者として自立した研究活動を行うために必要となる研究能力及びその基礎となる豊かな学識の修得度により、学修成果を評価するものとする。そのため、医学研究科、保健看護学研究科は、授業科目履修規程を博士課程と修士課程各々作成し、当該規程に即し、単位修得の認定と成績評価を行い、研究科教育委員会に諮る。修了判定および学位授与は本学学位規程に基づき、医学研究科、保健看護学研究科各々のディプロマ・ポリシーに即して決定される。医学研究科の学位論文審査は、コロナウイルスパンデミックの影響により、2020年度以降はオンライン審査に変更した。しかしながら、研究委員会・研究科教授会において学位審査の質低下、学生のモチベーションの低下等を危惧する意見があり、協議した結果、2023年度より従来の対面審査に戻すこととした。保健看護学研究科における学位論文審査の行程についても、毎年見直しを行い、学生に学位修得までの行程がわかりやすいよう提示するとともに、書類や事務手続きについても整理している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	医学研究科、看護学研究科共に学内外および教員、学生の要望に応えた新しいコースを開設し、大学院教育の多様性を追求していることは優れた点だと考える。
改善を要する点	医学研究科と看護学研究科の各科における課題提起やその解決に至る経緯について情報共有する機会が少ないことが挙げられる。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医学研究科入学試験委員会規程 ・保健看護学研究科入学試験委員会規程 ・学生募集要項
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医学研究科修士課程授業科目履修規程 ・医学研究科博士課程授業科目履修規程 ・保健看護学研究科博士前期課程授業科目履修規程 ・保健看護学研究科博士後期課程授業科目履修規程 ・授業要項（シラバス）
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則（第18条） ・京都府立医科大学リサーチ・アシスタント取扱要綱 ・京都府立医科大学ティーチング・アシスタント取扱要綱
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則（第25条） ・研究指導計画書 様式
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p> <p>※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則（第32条） ・医学研究科修士課程授業科目履修規程 ・医学研究科博士課程授業科目履修規程 ・授業要項（履修概要） ・保健看護学研究科博士前期課程授業科目履修規程 ・保健看護学研究科博士後期課程授業科目履修規程 ・学位論文評価基準（医学研究科） ・学位論文評価基準（保健看護研究科） / （授業要項）
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校」の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医学研究科修士課程授業科目履修規程 ・医学研究科博士課程授業科目履修規程 ・保健看護学研究科博士前期課程授業科目履修規程 ・保健看護学研究科博士後期課程授業科目履修規程

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 校地・校舎、附属施設、施設・設備等</p> <p>本学のキャンパスは、附属病院が立地し医学部医学科、大学院医学研究科の学生が学ぶ河原町キャンパス、これと隣接し医学部看護学科や大学院保健看護学研究科の学生が学ぶ広小路キャンパス、教養教育を行う下鴨キャンパス、京都府北部地域の医学教育研究の拠点である北部キャンパス(附属北部医療センター)に分かれている。このうち、下鴨キャンパスは、2014年9月に本学と京都府立大学、京都工芸繊維大学との三大学教養教育共同化の拠点施設(名称「稻盛記念会館」)として整備したもので、1階及び2階には三大学教養教育共同化の講義室があり、このうち2階に本学の講義室がある。また、3階には本学の研究室・教官室などがある。</p> <p>これらに運動場などを加えた校地の合計面積は 123,954.4 m²で、大学設置基準の規定による必要面積を上回っている。</p> <p>大学の教育に係る学舎は、基礎医学学舎、臨床講義棟、附属病院、附属図書館・合同講義棟、看護学学舎、教養教育共同化施設、附属北部医療センターで構成されており、合計校舎面積は 62,685 m²で、大学設置基準の規定による必要面積を上回っている。</p> <p>なお、大学院については、大学院設置基準第 22 条の規程に基づき、学部又は大学附置の施設及び設備を共有している。</p> <p>また、バリアフリー化への配慮については、河原町キャンパスの基礎医学学舎・臨床医学学舎・臨床講義棟、広小路キャンパスの附属図書館・合同講義棟・看護学学舎、下鴨キャンパスの教養教育共同化施設、与謝キャンパスの本館・南棟など主要な建物において、エレベーター・玄関スロープ・車椅子トイレ・自動ドアを設置しており、ほぼ全ての教育施設が車椅子で移動可能な状況にある。</p> <p>学舎の耐震化については、概ね耐震基準を満たしているが、2017 年受審の大学機関別認証評価で老朽化が指摘された体育館については、京都府公立大学法人が設置する府立大学との共同利用を想定した新たな体育館の整備が検討されている。</p> <p>なお、本学の施設整備等については、2022年5月に策定の「機能整備計画(基本計画)」を踏まえ、2024年3月に施設整備に係る「実施計画」を策定したところである。</p>	<p>2) 附属図書館</p> <p>附属図書館は、地下1階(2層)、地上2階の構造で、館内には、第1～3閲覧室(閲覧席219席)、データベースを利用するための情報検索室、学生のグループ学修によく利用されるセミナー室、視聴覚教材が活用できるAVルーム、研究者用の個人閲覧室(5室)の他、視聴覚室、展示コーナー、ブラウジングルーム、貴重書庫等がある。資料は、貴重書庫内を除いて全て開架方式で、利用しやすくなっている。</p> <p>図書資料の整備方針は、医学・看護学分野に必要な図書、学術雑誌(電子ジャーナルを含む)等を計画的・系統的、かつ迅速に収集、利用者へ提供することとしている。図書については、大学教育との連携を図るため、シラバスとの連動、教室への基本図書推薦依頼、学生への要望受付等の方法により、選書・収集を進めている。学術雑誌については、教室へのアンケート調査により研究者のニーズを把握し、ニーズを踏まえた学術雑誌の維持・拡大に努めている。また、海外学術雑誌は、ほとんどのタイトルについて、冊子体から電子ジャーナルへ移行している。</p> <p>2024年5月現在、附属図書館の蔵書数は23万冊(和書13万冊、洋書10万冊)、所蔵雑誌(冊子体)の種類は8,500弱となっている。また、約11,000タイトルの電子ジャーナルを閲覧することができる。</p> <p>貸出人数、貸出冊数に占める学生の割合は7割前後であり、学生が主な来館利用者となっている。一方、研究者(大学院生を含む)については、学内だけでなく、シボレス認証サービスにより自宅や出先機関等から、24時間いつでも図書館の提供するデータベースや電子ジャーナルにアクセスすることが可能となっており、非来館型での利用が増えている。また、2024年度の電子ジャーナルアクセス件数は約305,000件となっている。</p> <p>情報リテラシー教育については、2014年度に、「図書館利用法」の講義を「学術情報の活用講座」と改め、医学科4年次の研究配属時の図書館講習受講を義務付けるなど、学生に対する講義等を体系化した。</p> <p>附属図書館は、1890年に、療病院内の書籍室として発足、長い歴史を有し、外国人医師の講義録等、明治期医学関係の貴重な資料を多数所蔵している。</p> <p>2017年に教養教育共同化施設から「京都府立京都学・歴彩館」に移転した教養図書室は、附属図書館下鴨館と名称を変え京都府立総合資料館・京都府立大学附属図書館と3館合同の図書館としてオープンしている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>教育研究にふさわしい施設・設備を有している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>建物の老朽化対策に加え、その機能充実を図るため、計画的な整備が必要である。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>・ 大学概要（2 概要）</p>
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<p>・ 大学概要（2 概要）</p>
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>・ 大学概要（2 概要） ・ 施設平面図</p>
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>・ 認証評価共通基礎データ</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<p>・ 大学概要</p>

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 事務組織</p> <p>本学は、京都府公立大学法人組織規則及び京都府立医科大学組織細則に基づき、業務の実施に関し必要な事務を処理するための事務局を設置している。事務局は事務局長のもと、総務課、経理課、企画広報課、大学整備室、大学整備室施設課、情報・研究支援課、教育支援課、病院管理課、医療サービス課及び附属北部医療センターの運営を所管する北部総務課、北部経営企画課、北部医療サービス課、北部教育研究推進室で構成している。</p> <p>また、2021年4月から、教育業務の複雑化に対応できるよう、学生課を教育支援課に再編し、大学院係、学生支援係、入試係を設置して係の機能を充実させるとともに、研究業務の専門性にも対応できるよう情報・研究支援課研究支援係を設置した。なお、大学院医学研究科に関する事務は教育支援課大学院係において、大学院保健看護学研究科に関する事務は同課入試係において、それぞれ処理している。</p> <p>2) 厚生補導の組織</p> <p>厚生補導の組織については、教育支援課に学生支援係を設置し学生からの各種相談に当たっている。また、医学科では各学年にクラス担任教授をおき、クラス担任会議を通じて学修を補助するとともに、厚生補導機能を担っている。さらに、1年生から4年生を対象とするメンター制度を設けており、学修状況をはじめ、生活状況や健康状態のほか、様々な困りごとの相談に対応している。看護学科では、各学年に1名の担任と2名の副担任の教員を配置し、定期的な面談を通じ学生生活を支援している。</p> <p>京都府立医科大学組織細則及び京都府立医科大学保健管理センター規程に基づき、教職員及び学生の健康の保持増進を図ることを目的に保健管理センターを設置している。センターでは健康診断、健康相談等の学生の健康管理と保持増進、臨床実習を行う全学生に対して必要な抗体検査やワクチン接種等の感染対策、メンタルヘルス対策、その他安全衛生全般に関することを業務とし、運営している。</p>	<p>3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制</p> <p>「世界トップレベルの医学を地域へ」という理念のもと、本学の教育の向上に貢献することを目的に、教育センターを再整備した。現在教育センター長(兼任教授)の元に、専任教員3名(社会医学系1名、臨床系2名)を配置、他に教養・基礎系・看護教員も含め6名の兼任教員で運営している。実務者会議を月に2回開催し、カリキュラム検討や6年生卒業試験・5年生進級試験の運営の他、1年生早期体験実習、1-3年生統合講義、医学科5年生と看護学科3年生合同の地域医療実習について主体となって運用している。そのあらゆる活動において、教育支援課が事務部門の実務作業を広く担っており、教育センター教員と協働でカリキュラム運用と改善のための検討がスムーズにいくようサポートしている。</p> <p>4) 教職協働</p> <p>学長のリーダーシップのもと、教務、入試、学生支援、研究支援などの業務運営において、担当副学長・担当教員と事務局関係課が、立案段階から協議・連携しながら業務を進めていくこととしている。また、大学の重要課題について、教員と職員が集中的に議論する場として、年に1回「夏季課題集中検討会」を実施している。(2023年度54名参加(教員43、事務11))</p> <p>なお、理事会、経営審議会及び教育研究評議会といった意思決定機関に教職員が参画するほか、大学の運営に係る事項については、教職員の管理職で構成する大学運営会議で議論の上、教授会に諮っている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>自己点検、評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>特になし。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	<p>大学設置基準</p> <p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>① 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>6 省略 7 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府公立大学法人教育研究評議会規程 ・ 医学部教育委員会規程 ・ 教育センター規程 ・ 保健管理センター規程 ・ 組織細則（第10条）
	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>② 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府公立大学法人教育研究評議会規程 ・ 研究委員会規程 ・ 医学研究科教育委員会規程 ・ 保健看護学系研究委員会規程 ・ 保健看護学研究科教育委員会規程 ・ 保健管理センター規程 ・ 組織細則

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 3つのポリシーの策定と検証

本学では、「世界トップレベルの医学を地域へ」の理念のもと、各学科及び研究科の学位プログラムごとに、3つのポリシーを策定している。2016年3月31日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会により策定、公表された、『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)、「入学者受け入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン』を受けて、3つのポリシーを、「学修者目線」での教育として再定義した。このうちアドミッション・ポリシーは、2017年の機関別認証評価における指摘を踏まえて2018年に改訂された。さらに2021年に、京都公立大学法人第3期中期目標に基づき、アドミッション・ポリシー再評価ワーキングを開催し、再度点検し改定案を作成の上、教授会で審議され決定し、現在に至る。

3ポリシーは、ホームページで公表され、三者の関係を明確にしている。このうち、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、各学科及び研究科の授業要項(シラバス)に記載されており、在学生に周知されている。また、アドミッション・ポリシーは、入学者選抜要項と学生募集要項に記載され、受験生に周知されている。3ポリシーは、それぞれの学科、研究科の教育委員会において文言や形式も含めて検討され、一貫性・整合性あるものとして策定され、定期的に見直しされている。

① ディプロマ・ポリシー

学士課程では、医学・医療および看護の専門職、並びに各分野における課題解決に向かう能力を学修目標としている。大学院課程においては、高度で先進的・先端的な研究者や専門職業人としての能力と見識及び指導力を有することを目標としている。あわせて、すべての学位プログラムにおいて、高い倫理観を身につけることが求められている。このように、「卒業までに身につけることが期待されている資質・能力」が明記されている。

② カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに明記された学修目標に到達するため、各項目に対応した「教育課程の編成方針」「教育の内容及び教育の実施方法に起案する方針」が詳細に記載されている。このうち、倫理観の涵養については、大学院課程では特別研究など専門教育の中で、学部においては医学基盤(教養)

教育など初年次教育からそれを培うように構成されている。あわせて、「成果評価」に関する方針が明記されている。

③ アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーには、卒業時に、学修目標に到達するために入学時に備えておいてほしい資質と能力と、これに基づいて求められる人物像が明記されている。あわせて「入学までに学修しておくことが期待される内容」が入学者の選抜方針として明示されている。これらを基に、多様な学生を評価できる入学者選抜制度を設けて、学生を受け入れている。また、IR室と教育センター入試室とが協働して、学部学生の入学時の成績と入学後及び卒業時の成績を分析している。これらの情報をもとに、入学者選抜の改善に向けての検討を、入学試験制度検討委員会と各学科の入学者選抜委員会で検討を行っている。

2) ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性と整合性の確保

各学科と研究科のカリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーに記載されている学修目標の各項目に対応する編成・実施方針が記載されており、両者の一貫性が確保されている。医学科では、シラバスに「コア・カリキュラム対応状況一覧表」を作成して小分類項目の担当教室を明記することにより、教育課程の編成において遺漏が無いように努めている。また、カリキュラムがより複雑な学部教育では両学科とも、シラバスの中で教育内容をカリキュラム・ツリーやカリキュラム・テーブルで示し、教育の流れが一目でわかるようまとめている。一方、看護学科のカリキュラム・ポリシーにある「社会変化に対応した研究の基礎的能力の育成」については、ディプロマ・ポリシーとの一貫性・整合性をさらに高めるために看護学科教育委員会で教科・科目の見直しを進めている。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、教育戦略会議の方針を基盤に、各学科及び研究科の教育委員会において、アドミッション・ポリシーとともに定期的に検討される。見直しの際には、それらの一貫性と整合性が確保されるよう議論が進められる。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容をふまえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	3ポリシーについて定期的な点検と見直しを行う体制と制度が構築されている。
改善を要する点	看護学科では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性をより高めるために検討中である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学者選抜要項 ・ 学生募集要項 ・ 3つのポリシー

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的の公表と周知</p> <p>大学及び大学院の目的は、学則及び大学院学則第 1 条に規定しており、大学の Web サイト上及び刊行物に記載し、公表している。</p> <p>学部の教育理念・教育目標及び大学院(医学研究科、保健看護学研究科)の教育理念・教育目標については、大学案内及び学生便覧等の刊行物に掲載するとともに、大学ホームページに公表している。</p> <p>各年度、原則 4 月 1 日現在の状況を「大学概要」として取りまとめ年 1 回刊行し、あわせて Web サイト上で公開している。</p> <p>2) 3 つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)の公表と周知</p> <p>各学部及び各研究科の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、大学 Web サイト上で公開している。</p> <p>学位授与方針と教育課程の編成・実施方針に関しては、授業要項(シラバス)と学生便覧に掲載するとともに新入生オリエンテーション等の機会に適切に周知している。入学者の受け入れ方針は、入学者選抜要項と各学科及び研究科の学生募集要項に掲載し、受験生に周知している。新たな取り組みとして SNS (YouTube、LINE 等)を採用し、大学 Web サイト上へのアクセス拡大に努めている。</p> <p>3) その他の情報の公表と周知</p> <p>各教員の業績に関しては、年 1 回、各教員に業績調査を行い、情報・研究支援課で取りまとめの上、2010 年度より「業績集特報」として Web サイト上で公開している。</p> <p>教育情報のうち、法定事項(学校教育法施行規則第 172 条の 2)、大学機関別認証評価、医学教育分野別評価、自己点検・評価及び法人評価の結果については、Web サイト上で公開している。</p> <p>大学広報誌として「KPUM Times」を、病院広報誌として「かもがわ」を定期的に発行している。</p> <p>府民に対して継続的に、医学及び保健看護学の最新の研究成果を提供するために、年に 4~5 回、公開講座を開催している(生涯教育委員会を設置し運営管理)ほか、府内の行政機関・教育期間・経済界で構成する京都 SKY センターが実施する生涯教育事業「京都 SKY シニア大学」において、主催者の一員として、本学教員が講義を行っている。</p>	<p>このほか、毎週、ラジオ番組「Kyoto Medical Talk」(FM 京都)にて大学教職員が情報発信を行っている。</p> <p>また、京都府教育委員会との協定に基づく連携プログラムとして、連携高校への出張授業、学生派遣、高校生との共同教室(高校生が大学の研究に参加)、学長特別講義等を実施している。さらに京都府健康対策課と連携し、小・中・高校生を対象に「生命のがん教育」を実施し、医学及び保健看護学に対する関心の向上や予防医学の普及を図っている。</p> <p>そのほか、オープンキャンパス、オープンホスピタル、トリアス祭(大学祭)を開催しており、高校生・中学生のみならず、多くの府民・市民等が訪れ、情報の公表に有意義な取り組みとなっている。さらに近年では、複数の高校からの本学見学会を実施しており、主に受験生を対象として正確な情報共有の場となった。</p> <p>4) 情報公表体制の整備</p> <p>企画広報課を設置し、専任職員を配置している。教育内容、研究成果等をホームページに随時掲載するとともに報道機関へのプレスリリースも積極的に行っている。</p> <p>また、各教室のホームページにおいては情報発信を適切に行うため、その Web サイト上は担当する所属長が承認して掲載する仕組みとなっており、企画広報課にて運用を管理している。さらに広報委員会を設置し、重要な事項について協議している。</p> <p>また、情報セキュリティ対策に関する関係部署との連絡・調整は情報・研究支援課情報化推進係が担っている。</p> <p>毎年刊行される大学案内には一般に向けた入試広報の情報の中に、教育情報の大半が含まれている。大学案内等の作成は、教育センター入試室及び教育支援課入試係が関与しており、内容等が適切に管理される体制となっている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>大学 Web サイト、広報誌や公開講座等により、教職員や学生以外にも広くきめ細やかな情報発信を行っている。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>より広く3つのポリシーを周知させるためにも各種媒体への掲載を今後も続ける必要がある。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	学校教育法 第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育情報の公表
②	学校教育法施行規則 第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること <ol style="list-style-type: none"> 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育情報の公表 ・ 大学案内（4 卒業後の進路・減免・奨学金制度等） ・ 京都市立医科大学広報委員会設置要綱

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 自己点検・評価

本学の自己点検・評価の取組は、京都府公立大学法人で定めた中期計画・年度計画の実施状況の調査・分析・評価を実施する過程において行ってきた。本学では、事務局が各部署からのヒアリングの上、大学運営会議、教授会及び教育研究評議会での審議を経てとりまとめたものを本学の自己点検評価書としている。一方、内部質保証の重要性の高まりや法改正に伴う年度計画の廃止を踏まえ、本学の継続的な自己点検・評価は、自己点検・評価委員会で毎年度実施する方針とした。同委員会は、京都立医科大学自己点検・評価委員会規程に基づき学長を委員長とし、副学長及び附属病院長、副病院長等から構成される。同委員会が中心となり、学校教育法に定める自己点検・評価及び地独法に定める業務実績に関する自己評価を実施するとともに、その結果をホームページで公表することとしている。また、外部評価結果については、学内の会議で報告し、教職員にフィードバックするとともに、ホームページで公表することとしている。さらに、外部評価の中で、指摘・提言を受け課題とされる事項について、同委員会において、学内の対応状況を把握することとしている。医学科は 2015 及び 2022 年度に医学教育分野別評価基準日本版に基づいた外部評価を受審し、直近では、期限付認定との判定であった。日本医学教育評価機構から通知された評価報告書の内容を基に、改善等に取り組んでいる。

2) 研修・教職協働

① 教員の質向上のための活動

学生による授業評価をすべての授業に対して実施し、結果は授業担当者本人にフィードバックしている。新型コロナウイルス感染症対策中は一時的に評価を中止していたが、現在は再開している。新型コロナ期間中にはオンライン授業に対する評価を学生と教員に実施し、教育センター会議、教育委員会や FD などで報告した。教員に対する FD は教育センターが中心となって企画し、定期的実施している。

試験問題作成、診療参加型臨床実習の在り方、援助が必要な学生への対応などの話題のほか、新任の教員を対象とした FD で本学の教学教育課程の具体的な説明を実施している。

看護学科および保健看護学研究科では FD 実施委員会を設置し、看護学科教員、内容によっては大学院生を対象に概ね年 2 回の FD 研修を実施している。研修内容は、先進的研究実践の聴講、看護における AI の活用、ポストコロナ時代の教授活動、Zoom の活用方法など実践的な内容となっている。

② 職員の質向上のための活動

プロパー職員や有期雇用職員の増加を踏まえ、人材育成方針として、新任研修に加えた研修の強化が行われている。具体的には、階層別研修として係長研修、採用 3 年目研修、中堅職員(概ね採用 8 年目)を対象を拡大してきているほか、公立大学協会が実施するセミナー等へ一定数継続的に参加させている。

3) 学習成果を把握するための取組

医学科では 1 年生から 4 年生までの学生全員を対象としたメンター制度を実施している。メンターは医学科若手教員から選抜され、それぞれ 3 名の学生を担当する。試験終了時に面談を行い、学修状況を個別把握する。問題のある学生は学年担任を通じて教育委員会に報告され、必要なサポートを提供する。国家試験対策委員会が組織され、学修の進捗に遅れのある 6 年次のカウンセリングと指導を行っている。学修成果については、1 年次からの各科目の評点、共用試験 CBT、進級試験の点数は個別に把握し、卒業試験、医師国家試験との比較を行っている。技能や態度については、臨床実習前 OSCE、臨床実習後 OSCE のほか、態度評価を含む参加型臨床実習の評価表により実施している。

看護学科ではクラス担任 3 名体制(担任責任者 1・副担任 2)で学生の学習支援、学生生活面の支援を行っている。各学年、年 1~2 回の面談を全員に実施し、単位取得状況、学生生活上の問題等を把握し、必要時サポートしている。また、4 年次の担任を中心に看護師国家試験対策として、模擬試験の実施や学習支援を行っているほか、地域看護学(保健師)履修学生、助産学(助産師)履修学生においては、各コース担当教員も専門的な学習支援を行っている。看護基礎教育における知識・技術・態度の統合においては、4 年次後期に OSCE を実施しており、臨床看護技術到達度を評価している。

また、看護学科では平成 21 年度から学生の無記名による授業評価アンケートを実施し、平成 27 年度からは WEB システムによる授業評価を導入した。学生がシステム上で評価した内容が自動的に集約され、その結果は授業を担当した教員及びその科目を履修した学生に対して公開し、フィードバックを行っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	医学科、看護学科ともに、学習成果を把握するのみならず、成果が上がるようサポートする仕組みがある。
改善を要する点	自己点検・評価の仕組みは始まったばかりであり、今後の円滑な運用に留意が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学学則（第2条） ・ 京都府立医科大学自己点検・評価委員会規程 ・ 教育情報の公表 ・ 中期計画等 ・ 京都府立大学法人評価委員会
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	実績なし
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	実績なし
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学学則（第2条） ・ 京都府立医科大学自己点検・評価委員会規程 ・ 中期計画等
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府立医科大学職員研修・研究支援計画 ・ 京都府立医科大学教育センター規程
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府立医科大学職員研修・研究支援計画
	法令外の関係事項	
⑦	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準 2 No. 1 ・ 学生便覧（メンター制度）

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

予算、決算は、地方独立行政法人法及び京都府公立大学法人会計規則等に基づき処理している。

予算は、予算責任者である大学事務局長が案を作成し、経営審議会の審議に付し、理事会の審議を経て決定する。

決算は、会計責任者である財務担当理事が財務諸表等を作成し、予算同様理事会の審議を経て決定し、設立団体である京都府に財務諸表等を提出している。

本学は、附属病院、附属北部医療センターを有するため、教育・研究を中心とした大学部門と病院部門に分けて、セグメント別の予算・決算を行っている。

収支について、大学部門は、運営費交付金、学納金(入学考査料、入学金、授業料)を安定的に収入し、また、科研費・受託研究費等外部資金を積極的に獲得し、その間接経費を活用することにより、直近の物価高騰・エネルギー価格高騰を除けば、堅調である。

民間からの研究資金として、寄附講座、共同研究講座で 8.7 億円(2022 年度)受け入れているほか、篤志者や学友会による奨励金により、若手研究者への助成制度も設けられている。

なお、病院部門は、本学決算の 8 割超を占めており、コロナ対応による通常診療の抑制や、医療環境(患者受診行動等)の変化により厳しい収支状況であるが、2023 年度には、法人に「経営改革推進室」を新設するとともに、「経営改革企画会議」を設置し、経営改善に集中的に取り組んでいる。

資産について、校地の大変を設立団体から無償貸与され、大半が建物等の有形固定資産で、新設が少ないため減少傾向にある。

また、負債は、大学施設の大規模修繕や診療機器整備に係る借入金で増加傾向にあるが、償還財源は京都府から予算補助を受けている。全体として債務超過ではない。

2) 教育研究環境の整備

教育経費、研究経費及び教育研究支援経費は、ここ 5 年で 4.2 億円増加しているが、その要因は光熱費の増(+1.3 億円)、受贈研究機器の減価償却費(+2.9 億円)によるもの。大学全体が厳しい財政状況にある中で、横ばいを維持している。

そのような中であっても、研究者が共同利用する中央研究室の大型機器の新設・更新は、研究水準の維持のため重要であることから、数年に 1 度は大型機器の整備を行えるよう、財源を確保するための基金を創設することとしている。(初めての整備は 2024 年度以降の見込)

また、法人の要望により、京都府が、本学に宛てられたふるさと納税額に相当する金額を「未来づくり応援事業交付金」として法人に交付する制度が 2018 年度創設された。本学宛てにふるさと納税された分は、順調に増えており、2024 年 5 月時点で累計 3 億円を超えている。今後、本学に設置されている未来づくり応援事業運営委員会において基金事業の内容が議論され、一部が教育研究環境の整備に充てられる見込み。

さらに、2021 年度から、国制度を活用して博士課程のフェロシップ事業に取り組んでおり、経済的支援としての研究専念支援金(生活費相当額)と研究費からなるフェロシップ支給、イノベーション創出に向けたキャリアパス支援などを実施し、支援対象は単年度最大 24 名。また、2023 年度から、修士課程のフェロシップ事業も開始している。

3) 監査

監査には、①京都府が任命する法人の監事による監事監査、②京都府監査委員による財政的援助団体等監査、③京都府知事が選任した会計監査人(監査法人)監査、及び④財務担当理事の指揮下にある内部監査員監査がある。

監査人・機関は、それぞれ独立して意見するものであるが、広範な法人業務を監査するに当たり、連携をとり、必要なコミュニケーションを行っており、これにより監査の質の向上が図られている。具体的には、監事は、内部監査人から監査の実施状況を聴き取った上で意見交換を行っており、会計監査人は内部監査人とディスカッションを行った上で、決算監査において、監査上の重点事項を説明している。

< 京都府立医科大学決算推移 >

(単位:百万円)

勘定科目	2017年度		2019年度		2022年度	
	大学	大学	大学	大学	大学	大学
運営交付金	6,663	3,933	5,699	3,845	6,850	4,222
学生納付金	825	825	839	839	813	813
病院収入	32,606	0	34,890	0	36,275	0
受託・共同研究	1,453	1,451	1,636	1,561	1,426	1,328
寄附金・補助金・受事	1,194	845	1,715	830	5,231	805
雑益等	923	392	954	360	1,602	749
計	43,664	7,446	45,736	7,435	52,199	7,917
教育経費	398	388	405	396	539	535
研究経費	894	865	898	863	1,182	1,146
教育研究支援経費	191	191	191	185	183	178
診療経費	19,511	0	22,302	0	26,069	0
人件費	21,116	4,413	21,269	4,230	23,125	4,266
受託・共同研究	1,122	1,120	1,298	1,266	1,085	1,046
一般管理費・受事等	529	466	1,155	495	892	850
計	43,761	7,443	47,521	7,435	53,078	8,021
収支差	△ 97	3	△ 1,785	0	△ 879	△ 104

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評事項に適合していると判断する。

優れた点

厳しい財政状況にあっても、新たな制度を創設するなど、教育研究活動の水準の確保を図っている。

改善を要する点

持続可能な大学運営のため、節電対策等、一層の経費削減により、赤字の解消が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府公立大学法人財務諸表 ・ 同決算資料編 ・ 京都府公立大学法人会計規則 ・ 京都府公立大学法人組織規則 ・ 経営改革企画会議体制図 ・ 京都府公立大学法人未来づくり応援事業基金規程 ・ 京都府立医科大学未来づくり応援事業運営委員会規程 ・ 京都府公立大学法人未来づくり応援事業交付金交付要領 ・ 京都府立医科大学フェロウシップ実施要綱 ・ 京都府府立医科大学修士フェロウシップ実施要綱 ・ 監事監査要綱 ・ 内部監査要綱 ・ 監査結果報告 ・ 理事会資料（内部監査実施状況、監査計画） ・ 大学概要（決算関係）
②	<p>大学院設置基準</p> <p>第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	同上

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT 環境の整備</p> <p>本学における高度情報化の総合的かつ効率的な推進を図るとともに、大学運営を支える基盤となる情報化戦略の策定、情報リテラシー教育や医療情報教育等による医療人の育成、また、学内 LAN 等の整備及び安定的な運用を図るなど、高度情報化時代に対応する教育、研究を推進することを目的として総合情報センターが設置されている。</p> <p>学内 LAN は有線接続と無線接続のそれぞれに対応している。無線学内 LAN は、主な教室や図書館でアクセス可能な状態である。教育に関連する電子媒体は図書館において一括管理されており、学生はホームページからのアクセスが確保されている。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の際には、講義はオンライン授業で実施した。オンライン授業におけるライブ配信は Zoom を用い、授業内容を録画し、必要に応じて学生が視聴できる体制を確保した。また、教材の提供は Google ドライブを使用した。教員と学生は Google ドライブのアカウントが付与され、セキュリティの確保された状態で教材へのアクセスが実現できている。</p> <p>2) 学生支援</p> <p>① 学習支援</p> <p>医学科では、2021 年度からメンター制度が導入され、メンターが定期的に学生と個人面談と行うことで学修上の悩みを解消し、学修到達度への自覚と責任を促す体制を整えた。メンターを統括し学生への支援を円滑にするために、各学年にクラス担任が置かれ、クラス担任がクラス担任会議・医学基盤教育部長・学生部長・教育センター・保健管理センターと連携しながら、学生の学修に対するきめ細かい支援を行える体制が敷かれている。</p> <p>看護学科においてもクラス担任を置いており、担任責任者 1 名・副担任 2 名の 3 名体制で学生の学習支援、学生生活面の支援を行っている。メンタル不調が見られる学生においては、保健管理センターとも連携し、フォローアップしている。</p> <p>② 特別な支援を行うことが必要な学生への支援</p> <p>特別な支援を要する学生については、担任と教員間で情報交換を行い、継続的な学習支援体制を構築して個々に応じた配慮を行ってきた。具体的には、高度弱視の学生に対しては講義資料・試験問題の拡大印刷物提供、慢性疾患等のある学</p>	<p>生に対しては保健指導・生活指導を行っている。</p> <p>精神的、心理的問題を抱えた学生については、保健管理センターが対応している。また、希望する学生を対象に、学校医によるカウンセリングを月に 1 度実施、心療内科の医師や公認心理師による心の相談を週に 2 日開催している。</p> <p>③ 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援</p> <p>本学では、高等教育修学支援新制度(国制度)による授業料・入学金免除制度及び京都府公立大学法人独自の授業料・入学金減免制度(法人制度)の 2 つの制度を設けている。国制度では、日本学生支援機構の給付型奨学生に採用された学生が対象となる。国制度で対象とならなかった学生も、収入要件や多子世帯であることによって、法人制度で減免申請することができる場合がある。</p> <p>日本学生支援機構による給付型及び貸与型奨学金制度について、学生へ周知を行っている。また、本学独自の給付型奨学金・助成金制度として、45 歳未満の研究者を対象とした「ENT M Dr.浅野登&暉子奨学基金」、成績優秀者を対象とした「京都府立医科大学 NIM 奨学金」により支援を行っている。</p> <p>経済的事情のカウンセリングや学生支援については、教育支援課、教育委員会委員、クラス担任、教育センターが窓口となり、クラス担任、学生部長、保健管理センター長、教育センター教員によるカウンセリング・学生支援を行い、個人的な相談にも応じている。</p> <p>3) 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善</p> <p>2018 年度に大学院保健看護学研究科博士後期課程を設置したことから、2018～2020 年度の期間に設置計画履行状況等調査を受けたが、是正意見・改善意見は付されなかった。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	ICT 環境の整備や学生支援について、適切な対応が行えている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府立医科大学総合情報センター規程 ・ 京都府立医科大学総合情報化基本方針 ・ 京都府立医科大学情報システム運用基本規程 ・ 京都府立医科大学情報セキュリティ対策基準 ・ 京都府立医科大学：総合情報センター／附属図書館 (kpu-m.ac.jp)
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生便覧
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生便覧 ・ ハラスメントガイドライン(学生編) ・ メンター制度整備検討WG議事録 ・ 京都府公立大学法人における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生便覧 ・ 京都府公立大学法人授業料等に関する規程 ・ 授業料減免事務処理基準 ・ 授業料減免等事務取扱要領
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘事項なし

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>【京都府公立大学法人】 京都府公立大学法人は京都府立大学と京都府立医科大学を運営しており、本学の教育研究活動等の取り組みに関する自己点検・評価については、地方独立行政法人法に基づく業務実績に関する評価により実施している。2020年度からの京都府公立大学法人 第3期中期計画（数値目標）にて京都府立医科大学における教育研究活動を計画し、数値目標を設定し、毎年度に自己点検・評価委員会において自己分析活動を行っている。進捗状況の確認とともに、その結果を業務実勢報告書としてまとめた上、京都府公立大学法人評価委員会にて評価を受けている。</p> <p>【京都府立医科大学における教育研究活動】 京都府立医科大学としての全体的な内部質保証体制図は4ページに記載した。部分的なPDCAサイクルである教育研究の水準の向上に関する自己分析活動についての全学的な体制や連携プロセスに関しては、Planを教育プログラム委員会、Doを教育センター及び教育委員会（教授会を介して全学教員と教育支援課へ）、Checkを教育プログラム評価委員会、Actionを教育プログラム委員会が担っている。また、大学の方針は、取り組みにおける中心的組織である教育戦略会議で決定され、教育プログラム委員会および教育プログラム評価委員会にその方針が共有されている。IR室は、教育関連委員会からの依頼を受け、プロジェクト型の情報の収集、分析、管理を行っている。2024年度より、教育プログラム委員会および教育プログラム評価委員会を立ち上げ、これまで教育センターと教育委員会で行ってきた教育プログラムの立案、管理、評価を独立した組織にて行うことにより、教学活動の改善の実質化を図れるようになった。上記のように、教育に関するPDCAサイクルを循環させるための組織体制を構築して改善活動に取り組んでいる。</p>	<p>【具体的な取り組み】 上記で述べた内部質保証の取り組みとともに、個々の各分野における内部質保証活動の中から、ここでは5つの自己分析活動を取り上げた。</p> <p>No.1「CBT・卒業試験と医師国家試験の結果に係る相関解析に基づく学生学修支援」では、医師国家試験合格率の低下を契機に、教授会に国家試験対策委員会を設置、IR室に依頼して、自己分析活動を行い、CBTおよび卒業試験成績との強い相関を見出し、合格率の上昇という成果を得た。</p> <p>No.2「競争的研究費取得向上に向けた取組」では、研究担当副学長および研究部長が主宰する研究委員会が行った自己分析・評価活動について取り上げた。法人の中期計画における自己分析を活用、ないしは委員会としての自己点検・評価を行い、内部質保証につながっている事例である。</p> <p>No.3「地域医療に関わる医師人材育成の実績とキャリアサポート（地域枠学生）」では、教育委員会や教育センターが京都府と共同で行う自己分析活動について取り上げた。特に、教育担当副学長、学生部長および府職員が地域枠学生と面談し、得られた情報を自己分析、地域医療における人材育成とキャリアサポートにつながっている。</p> <p>No.4「国際化推進にむけた取り組みと学部学生の国際交流活動の発展」は、国際学術交流センターが教育委員会などと連携して「国際化推進プラン」の進捗状況等を自己分析する事例である。</p> <p>No.5「看護実践キャリア開発センターによる看護職人材（高度医療人材）の育成とキャリア支援」は、看護教育領域において独自に5ヶ年事業計画の立案及び重要事項の審議・協議を行う運営委員会を設置し、自己分析活動を行っている事例である。</p>
--	--

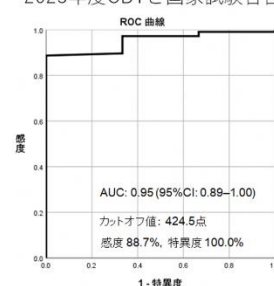
2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	【学習成果】CBTと卒業試験・国家試験結果の相関解析に基づく学生学修支援	37
2	競争的研究費取得向上にむけた取組	38
3	【学習成果】地域医療に関わる医師人材育成の実績とキャリアサポート（地域枠学生）	39
4	【学習成果】国際化推進にむけた取り組みと学部学生の国際交流活動の発展	40
5	看護実践キャリア開発センターによる看護職人材（高度医療人材）の育成とキャリア支援	41

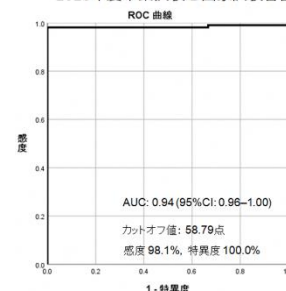
3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	【学習成果】 CBT・卒業試験と医師国家試験の結果に係る相関解析に基づく学生学修支援
分析の背景	<p>本学では、2017 年度以前は、学生に対し 6 年生夏期まで充実した参加型臨床実習プログラムを提供する一方、医師国家試験に向けた学習管理は個々人の自主性に任せることとし、大学組織体としての学習支援や学習管理体制を特段設けていなかった。</p> <p>2016 年度医師国家試験合格率が法人化後初めて9割を下回った。また、2020 年度以降、京都府公立大学法人中期計画で、医師国家試験合格率 95%以上を数値目標に掲げている。</p> <p>高度医療人材の育成による地域医療への貢献という、本学の使命を果たすべく、医師国家試験合格者を向上させる取組の切り口を得るための分析が必要となった。</p>
分析の内容	<p>これらの背景を受けて、本学医学科では、2017 年度、学長の指示により、教育委員会の下部組織として、教育担当副学長か学生部長を座長とする「国家試験対策委員会」を設置した。同委員会が中心となり、国家試験に向けた学習支援をいつから、どのように実施すべきかを分析・議論し、学生の基礎学力の客観評価の必要性が認識された。このため、IR 室に以下のような解析を依頼した。</p> <p>1) 学修不足にある学生の客観的抽出と早期介入</p> <p>分析:2020 年までの卒業生を対象に、医師国家試験成績と卒業までの成績指標との関連を解析したところ、医師国家試験の可否と4年時の CBT 得点との間に相関があり、IRT 398 をカットオフ値として感度 88.3%と強い相関関係を示した。(留年生を含めても同様の傾向)</p> <p>対策:これを踏まえ、国家試験対策委員会および、学生部長・教育センター教員・クラス担任が協働して6年生5月よりCBT成績不良者と個別面談を実施した。具体的には、対象学生への個別の学修の動機づけ、生活面・精神面を含めた学習環境の確認と整備、また、学習計画の具体的な助言を行えるようになった。</p> <p>2) 卒業認定試験の質保証による国試合格の担保</p> <p>分析:同様に医師国家試験成績と卒業までの成績指標との関連解析において、国家試験結果と卒業試験に相関がみられ、感度 96.8%(特異度 100%)と極めて強い相関を示した。</p> <p>考察:本学の卒業試験は、毎年、教育センターを中心に、新作問題を含めたオリジナル問題により行っているが、ディプロマ・ポリシーの実践が国家試験合格率の目標達成に寄与することが確認できた。</p> <p>その他、国家試験対策委員会・教育センターが連携し下記の体系的な支援策を講じることができている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師による医師国家試験の動向に関するFD研修(医学科教員・5、6年生) ・国家試験準備に関する学内説明会(5、6年生) ・国家試験勉強準備に関する学内情報冊子(体験談等)の配付(4~6年生) ・臨床実習前までの学修成績詳細の開示(4年生)・臨床実習前までの学修成績詳細の開示(4年生) ・外部模擬試験の実施(9月・12月実施)(6年生) ・学生状況の確認・面談の実施(6年生)
自己評価	<p>臨床実習期間は、学外実習と重なり、学生のサポートが困難な時期であるが、解析を契機に、基本的医学知識の習得度について、客観的指標を元に評価し、指導が必要な学生に適切な指導を開始することができるようになった。特に学生面談については、毎年 20 名相当の学生に国家試験対策委員を中心に複数名が面談し、学習環境のみならず生活面・精神面の課題を共有し対処できている。</p> <p>この結果、国家試験合格率は向上した。(2017 年度 85.0%・全国 73 位→2023 年度 94.1%・全国 41 位)</p> <p>これらの活動の成果は国家試験対策委員長・学生部長等により教育委員会に報告され、また教育センターを通じて広く在学生にも情報共有されている。特に、5 年生進級試験における学修到達程度が増加傾向にあることから、情報共有による学生の意識向上に寄与していると推察された。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師国家試験結果 ・ 京都府公立大学法人 第3期中期計画(数値目標) ・ 医学科ディプロマ・ポリシー ・ 国家試験対策委員会運営要綱 ・ 国家試験対策委員会 会議資料 ・ 国家試験対策小冊子

2023年度CBTと国家試験合否



2023年度卒業試験と国家試験合否



タイトル (No. 2)	競争的研究費取得向上にむけた取組
分析の背景	<p>本学は、「世界トップレベルの医学を地域へ」の理念のもと、世界最先端の医学研究を京都から世界へ発信し続けることを目指し、京都府公立大学法人第3期中期計画の数値目標として「科学研究費など国等の競争的資金獲得件数:450件/年」を掲げている。他の公立大学等との経年的比較をおこなっているが、2018～2023年度の教員一人当たりの科研費配分額について、公立大学では全年度を通して第1位、全大学でも10～17位であるが、一方で大型の競争的研究費の獲得実績が乏しいという課題がある。この水準を維持するのみならず、本学の研究力向上のため、更なる大型研究費獲得に向けた取組も必要となる。研究活動の促進が全学の組織文化の一つとなっていること、また、次世代を担う若手研究者の挑戦的な研究活動促進が重要である。</p>
分析の内容	<p>本学では、公的研究費に関する事務は、経理事務を除いて、情報・研究支援課が所管し、必要なサポート等を行っている。また、教授会の付託を受けて、大学全体の研究に関する重要事項を審議する機関として担当副学長及び研究部長等の教員で組織された研究委員会にて意思決定している。(事務局:情報・研究支援課)</p> <p>1) 学内説明会、研究計画書作成に係る講演会の開催</p> <p>年に一度、科研費申請前の8月において、情報・研究支援課による説明会を開催している。経験の少ない若手にも分かりやすいよう国資料を活用するほか、説明動画を作成するなど工夫をしている。また、新設された研究種目で採択課題が厳選されるなど、受給件数が減少傾向にあったため、学内教員が、応募に係る研究計画書のより適切、効果的な書き方を助言・指導する講演を開催した。2022年度までの5年間で、参加者平均は、教員等126名(研究者割合90%以上)に上っており、2023年度は、オンデマンド聴講も可能にした。</p> <p>2) 中期計画等に基づき外部資金申請を促進</p> <p>第2期中期計画では、各教員は科研費を含む外部資金申請を年1件以上行うことを掲げ、達成していたが、研究の質の担保がされていない実態を踏まえ、第3期では、科研費等の競争的資金獲得件数を指標とした目標にしている。申請の推進に当たっては、各教室の指導に委ねられているが、公立大学における「科研費獲得額ランキング」1位とされていることは学内で広く周知され、誇りとなっていることから、教室では、積極的な申請を目指す組織文化となってきたと認識している。</p> <p>3) 研究活動の信頼性の確保</p> <p>外部資金の獲得には、研究活動に対する信頼性が不可欠であり、2013年に臨床研究不正事案を経験したことを契機に、研究不正防止策の一つとして、学長直轄の組織(現「研究質管理センター」)を設置し、eラーニング(APRIN)の活用や学内講演会を開催するなどし、研究倫理教育に取り組んでいる。1)の説明会においても、全体の3分の1以上の時間を割いて、研究費に係る不正使用などの具体事案を紹介し、不正防止に関する研修を実施している。</p> <p>4) 若手研究者を対象にした挑戦的研究支援の取組を実施</p> <p>本学の過去10年間における科研費新規採択件数の状況は、全件では、前半の2013～2017年度平均は119.2件であるのに対し、後半の2018～2023年度は、平均121.4件であった。「研究活動スタート支援」事業では、2013～2017年度が平均5.5件であるのに対し、2018～2023年度は、平均8.6件と上昇しており、堅調に伸びてきている。加えて、将来、大型の公的研究費獲得を目指す研究者を一人でも多く育成するため、若手研究者を対象とした様々な支援事業を行っている。2019年度から寄付金を基金とした学内研究助成事業「ENT M Dr.浅野登&暉子基金 医学基礎研究助成事業」を創設し、優れた若手研究者の発掘・育成に取り組んでいる。本助成事業では、研究提案の書面審査に加え、8名の審査員による面接審査を導入し、大型公的研究費で導入されている二段階審査と同じシステムで評価することで、これらの大型研究費獲得に向けた経験を積ませている。本助成金の獲得後、AMEDの大型研究費の獲得につながった若手研究者も輩出されてきており、学内講演会等で発表してもらうなどモデルケースとして全学的に顕彰している。臨床研究においても、2022年度から同様の二段階審査を導入した「社会実装を目的とした臨床研究促進事業」による研究費助成が実施されている。</p>
自己評価	<p>本学研究者全体の科研費採択数、1人当たりの科研費獲得額は公立大学でトップクラスであり、中期目標は達成できている。一方、地域の中核をなす研究大学の責務を果たすためには、科研費獲得実績が横ばいに留まっていること、社会実装を意識した研究展開に関しては、教室における個別の指導に依存していることなどが課題である。大型の公的研究費獲得に挑戦する研究者の育成支援体制にさらなる充実が必要と認識している。</p>
関連資料	<p>・科学研究費助成事業データベース ・朝日新聞出版大学ランキング ・大学案内 ・研究委員会規程</p>

タイトル (No. 3)	【学習成果】 地域医療に関わる医師人材育成の実績とキャリアサポート(地域枠学生)
分析の背景	<p>京都府の医療施設の人口 10 万人あたりの医師数は全国 2 位(2024 年)であり、全国で2番目に多いが、地域偏在(京都市を中心とする医療圏である京都・乙訓医療圏では、全国平均の 1.57 倍であるのに対し、他の医療圏では、全国平均を下回る)が課題となっている。そこで地域医療に貢献する医療人・指導者を養成するためのプログラムを体系的、継続的に PDCA サイクルを回しながら実施する必要がある。</p>
分析の内容	<p>本学の地域枠学生(学校推薦型選抜学生 7 名/学年)は、医療法上策定される「京都府キャリア形成卒前支援プラン及び京都府キャリア形成プログラム」に基づき、府と本学が連携し、早期夏季実習(1~3 年生を対象に 1 泊 2 日で北中部地域の医療機関を訪問)、府健康福祉部長との意見交換会、各種研修を実施している。これにより、地域枠学生は、地域医療に貢献することの動機づけや向学心を得る機会となっている。</p> <p>1) キャリア形成プログラム等は組織的に実施(方針、体制、意思決定の手続きなど)</p> <p>京都府キャリア形成卒前支援プランにおいては、府医療課と本学が連携し、府の指定する地域医療に関する各種研修を提供している。府医療課と本学において定期的に「京都府地域枠キャリア形成プログラム検討会」を開催し、①地域枠学生・医師に適用されるキャリア形成プログラム制度に関すること ②地域枠医師の大学院の進学に関すること ③事業の報告および次年度スケジュール案について協議している。</p> <p>なお、②については、2023 年度、医学研究科に「北部キャンパス地域医学コース」を創設することにつながり、地域枠学生・医師のキャリア形成と、地域課題解決につながる研究環境の充実を図った。</p> <p>2) 収集・分析が体系的、継続的に実施</p> <p>入学直後に地域枠学生に対して教育担当副学長、学生部長及び府職員が面談を行い、京都府キャリア形成プログラムの説明を行うとともに、地域医療従事に関する不安などの把握に努めている。</p> <p>これら面談結果も踏まえ、京都府キャリア形成卒前支援プランを利用して、1~3 年生の地域枠学生を対象に 1 泊 2 日の早期夏季実習を行っている(2023 年度は 14 名の学生が参加。コロナ禍の時期は 1 日のみの実施)。</p> <p>また、学生との面談より、府と学生との距離が不十分であると認識されたため、2023 年度、府医療課と本学教育センターとが連携し、講義・懇談会を設け、1~5 年生地域枠学生と府健康福祉部部長との意見交換の場を設定した。</p> <p>地域医療への貢献として、北中部地域の医療機関に勤務する医師の確保が挙げられるが、比較可能な 2013 年度(322 人)以降、その数はほぼ増加の一途であり、2023 年度(393 人)には 22%増となっており、プログラムの成果と考えている。</p> <p>3) 取り組みが効果的に機能させる取組</p> <p>早期夏季実習においては、①地域枠学生間の関係の構築 ②地域医療期間の施設見学 ③現地医師との交流を通じた地域医療の現状把握を目的としており、該当学生に対し、事前説明を行なっている。</p> <p>また、同実習後のアンケートによれば、1 泊することにより直接教員と本音で話し合える良い機会が得られている。年齢の近い研修医の話など、地域派遣後の生活を具体的に知ることができることや、本実習が地域医療に貢献するキャリアを描ける支援になっていることが明らかになった。府健康福祉部長との意見交換では、活発な議論のため予定の時間枠で終了せず、学生が後日に府庁に訪問することになり、成果の多い機会となっている。プログラム策定者である京都府と、学生との対話の重要性が示唆された。</p>
自己評価	<p>京都府キャリア形成プログラムにおける離脱者はこれまでにいない(2020 年度までの全国の入学者全体 12,910 人で見ると離脱率は 3.1%。近年は減少傾向)。地域医療に関わる医師数も増加しており、高く評価している。今後も学修者本位の教育の立場から地域医療マインドを持つ学生に寄り添い、学修満足度の高いより良いシステムへと継続的に改善していく予定である。</p>
関連資料	<p>・医師偏在指標(2024 年 1 月 10 日、厚労省) ・令和 3 年度 地域枠入学制度と地域医療支援センターの実情に関する調査報告(令和 4 年 3 月全国医学部長病院長会議)</p> <p>・2023 年度 地域医療教育推進事業報告会資料 ・2023 年度 京都府地域枠学生早期夏季実習の手引き</p> <p>・京都府地域医療確保奨学金制度(地域枠) ・医師確保資料</p>

タイトル (No. 4)	【学習成果】国際化推進にむけた取り組みと学部学生の国際交流活動の発展																																																													
分析の背景	<p>本学の国際化は、学長の直轄組織として 2003 年に国際学術交流センター（以下「IAEC」）を設置し、「国際化推進プラン」（以下「プラン」）に基づき、世界最先端の医療並びに医学研究の学びを地域に還元する「高度医療人材の育成」に取り組んでいる。プランは、3 年に 1 度改定しており、改定作業において、取組の成果と課題の把握、次期プランの取組立案につなげている。</p>																																																													
分析の内容	<p>2023 年度のプラン改定に当たり、IAEC 委員会等で学生の内向き志向の改善が最重要との認識に至り、特に教育分野では、高度医療人材に必要な国際的視野を備えるため、「必要な英語力を備える」「交流により国際水準を意識する機会を創出する」ことを主眼に取り組むこととしている。具体的には、学術交流協定校の増加を図り、カリキュラムに組み込む形で本学学生の短期海外派遣の推進、協定校からの本校への学生受入のサポートを中心に取組み、数値目標として、学生の卒業時(2026 年度)までの海外派遣経験の割合を「医学科 20%以上、看護学科 5%以上」を掲げており、その達成状況を自己点検・評価委員会に報告している。</p> <p>1) 学術交流協定(包括協定)と学生交流協定</p> <p>「国際化推進プラン」に基づき、海外大学等との学術交流協定の増加を図り、25 の包括協定先のうち、欧米・アジアを中心に 8 つの大学と学生交流協定等を締結している。医学科では 2004 年より臨床実習における本学からの短期派遣及び協定校からの受入を開始した。2024 年度には、試行的にシドニー大学と 2 名ずつの派遣・受入を個別合意するなど</p> <table border="1" data-bbox="571 779 1406 898"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="11">協定校間の派遣・受入状況</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>年度</th> <th>~2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本学からの派遣学生数(人)</td> <td>52</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>未定</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>協定校からの受入学生数(人)</td> <td>23</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>本学学生派遣校数(校)</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>規模を拡大している。</p> <p>また、看護学科は学部生の 2、4 年生を対象に 2023 年度よりオーストラリアでの看護体験研修を開始した。派遣学生のアンケートでは、異文化看護の学びへの動機づけ効果が認められたことも踏まえ、2024 年度より 4 年生における海外研修が単位化される。</p> <p>2) KiSA(KPUM International Student Association)</p> <p>KiSA は、2019 年、医学科及び看護学科の学部学生により、多様性と国際性を涵養する目的で設立された国際交流団体である。プランに記載された取組の一つで、学生が自主的に運営するが、本学公認団体として、IAEC は運営をサポートしている。海外からの受入学生等と英語によるコミュニケーションを前提とした交流会やワークショップを定期開催し、相互理解を深めるとともに、本学学生のコミュニケーション能力の向上と国際性の涵養に資する活動を行っている。</p> <p>3) 「海外留学のススメ」・「国際医学英語」・「国際看護英語」</p> <p>学生の海外派遣を促進するため、意欲喚起と英語力向上に働きかける取組を近年開始した。医学科では、2020 年から、総合講義での指導に加えて、医師のキャリアパスにおける長期海外留学の果たす意義を知る機会として「海外留学のススメ」を開講した。また、2022 年度から医療現場での会話に重点を置いた「国際医学英語」を開講し、英語でコミュニケーションできる教員 10 人が各 10 名程度の学生を担当し、ワークショップで実施しており、将来の外国人患者増への対応も視野に入れた取組としている。看護学科では、2015 年度選択科目として「国際看護英語」を開講し、英会話力の向上を通じた、国際的視野と異文化対応能力を養成している。</p> <p>4) 「イングリッシュ・カフェ」、IELTS 受験サポートセミナー</p> <p>本学では、英語によるコミュニケーション能力の向上と海外派遣への準備として、IELTS の受験を学生に勧めている。このような中、学生からの相談や声の高まりを踏まえ、特に writing、listening 及び speaking 技術の向上を目指し、英語母国語話者教員により、2022 年度より課外活動としての IELTS 受験対策セミナーを開始した。また、2023 年度より同じくイングリッシュ・カフェを開講し、外国語教育の充実を図っている。</p>			協定校間の派遣・受入状況													年度	~2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	計	本学からの派遣学生数(人)	52	7	4	9	0	0	0	14	17	未定	103	協定校からの受入学生数(人)	23	9	10	10	0	3	11	未定	未定	66	本学学生派遣校数(校)	-	2	3	3	5	6	6	6	6	9
		協定校間の派遣・受入状況																																																												
		年度	~2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	計																																																	
本学からの派遣学生数(人)	52	7	4	9	0	0	0	14	17	未定	103																																																			
協定校からの受入学生数(人)	23	9	10	10	0	3	11	未定	未定	66																																																				
本学学生派遣校数(校)	-	2	3	3	5	6	6	6	6	9																																																				
自己評価	<p>コロナ禍を挟み、数値目標は未達成(2023 年度卒業生:医学科 7%、看護学科 0%)の状況であるが、2024 年度の派遣数は過去最高の 17 名を予定しており、IAEC での協議、プラン改定を経て、グローバルに活躍できる高度医療人材の育成に係る取組は継続して実施できている。今後、近年開始した取組を効果的なものとするため、IELTS 受験者数とその成績の評価などの検証や、学内周知として派遣学生による報告会や定期的なニュースレターの発行などを行っていく予定である。また、看護教育における更なる国際化の推進や、研究・臨床分野と一体となった本学全体の国際化推進が図られるよう、教育環境充実のため、プランの取組を推進する。</p>																																																													
関連資料	<p>・京都府立医科大学国際化推進プラン 2021 ・医学科授業要項(シラバス) ・看護学科授業要項(シラバス) ・海外留学学生数の推移 ・KiSA 活動報告 ・看護学科海外研修の報告書 ・京都府立医科大学国際学術交流センター規程</p>																																																													

タイトル (No. 5)	看護実践キャリア開発センターによる看護職人材(高度医療人材)の育成とキャリア支援
分析の背景	本センターは、京都府における地域医療・チーム医療マインドを持つ医療人の育成のため、より地域に開かれた機関として発展してきた。社会のニーズに対応した看護実践能力の向上を目指した教育支援、看護師の生涯を通じたキャリア形成支援のために、地域に開かれた教育プログラムの開発、教育指導者の養成、教育環境の充実を図り、看護職の人材育成に寄与することを目的に運営されている。
分析の内容	<p>1) 組織・運営 本センターは、学長直轄の組織で、センター長は学長が指名する大学教職員である(現在、看護学科教授)。センター事業計画は5ヶ年で立案され、3年目に中間評価、5年目で最終評価を行い、次の5年計画へ反映させている。センターに関する重要事項を審議・協議するため運営委員会が設置され、センター長・員のほか、看護学科長、附属病院看護部長、北部医療センター看護部長のほか、事務局から教育支援課長、病院管理課長が加わっている。運営委員会は年2回、運営会議を年10回開催して計画の立案、実施評価等を行っている。また、事業運営では教育支援課、医学科教員とも連携をとり、各プログラムの実施、評価をしている。 本センターでは、多様なキャリアパスを実現するための研修会や教育プログラムを提供し、生涯を通じた看護職のキャリア形成を支援している。対象は、日本看護協会のクリニカルラダーⅢ(Competent)以上に該当するジェネラリストレベル以上の看護職を基本としている。</p> <p>2) 発展の経過 2009年度設立時は、本学の看護学生の多くが就業する本学附属病院看護師のキャリア開発・復帰支援ため「循環型教育システム」整備に取り組んだ。その後、法人中期計画であげている高度で多様な専門知識や技能の取得や、看護師等の復職支援のための再教育プログラムの充実などキャリアパスの多様化や社会人の学び直しニーズなどに的確に対応することを踏まえて事業を見直し、発展させてきている。近年では、研修の受講対象者を府内の医療機関等に拡大し、地域医療・看護の質の向上を目指し、緩和ケアを推進する看護師養成や特定行為研修、感染対策に関する最新の知識・技術の修得に特色をもったリカレント教育等を開講してきた。</p> <p>3) 特定行為研修(2020年度新規事業) 医療の現場において高度な臨床実践能力を発揮できる看護職を育成するため、指定研修機関の指定を受け、2020年度以降、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域、集中治療領域(2024年新規)を開講している。本学附属病院看護師含め、計17名の修了者を輩出している。厚労省の教育訓練給付制度「専門実践教育訓練講座」の指定を受けて(指定期間:~2026年3月)、受講しやすい環境整備に継続的に取り組んでいる。</p> <p>4) リカレント教育(2021年度新規事業) 文部科学省による、「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」に採択され、「With コロナ新時代の潜在保健師・看護師リカレント教育プログラム」を開講した。潜在保健師・看護師がコロナ禍においても安心して復職できるよう、実践的教育による知識・技術の修得、受講者個々のキャリア形成・再就職支援を行う研修を京都府、京都府看護協会とも連携して実施した。2023年度は、コロナの5類移行や復職支援事業の再構築を行うため開講していない。2022年度は、看護師コース6名、保健師コース2名、計8名が修了し、両コース修了者は復職又は就職活動に繋がり、次のキャリア形成を支援するプログラムの効果が認められた。</p> <p>5) 附属病院看護職による看護専門分野別講座 本学および附属病院における適切なリソースを活用し、高度な専門知識や技能の提供を行うため、附属病院の認定看護師並びに専門看護師による11分野における看護専門分野別講座を開講し、府内の看護職に公開している。本講座は、コロナ禍に伴いオンデマンド講義を取り入れたこと等により、学修へのアクセスが向上したため、2022年度参加者数は前年度の2倍の4,302名となった。</p> <p>6) 地域に開かれた機関としての広報活動等 2021年11月に独自のホームページを開設、2022年6月からLINE、Xを用いた研修広報を開始した。直接申込フォームで受付を行うなど利便性も向上させている。(2023年3月13日現在 LINE:345名、X:34名)また、年に1回看護研究交流会を開催し、京都府内の医療関係者が活動報告や意見交換する場を設けている。</p> <p>7) 評価委員会 学外有識者を委員に含む評価委員会が年2回開催され、運営委員会に対して評価結果を通知している。</p>
自己評価	本センターは、本学看護学科・保健看護学研究科教員が主体となって看護職のキャリア教育に従事しており、看護職だけでなく保健師を含む研修プログラムを提供していることに独自性がある。また、大学の看護教員のみならず附属病院の高い専門性をもった看護職による教育を看護職のニーズを踏まえて必要時オンデマンドでの提供を組み込み、京都府内の看護職の教育と看護の質向上に幅広く貢献している。これらの多様な研修プログラムは、年次評価を行い、報告書はホームページで学内外に周知し、教育内容や方法を随時更新している。また、このような研修プログラムを自施設以外の医療人材育成やキャリア支援を行っているのは少なく、大学のリソースを看護人材の育成により地域に還元する、公立大学ならではの有意義な取組であると考えている。
関連資料	・京都府立医科大学看護実践キャリア開発センター規程 ・ 同報告書

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学は、「世界トップレベルの医学を地域へ」を理念とし、医学及び看護学に関する知識及び技能を授け、有能な医師、看護師、保健師及び助産師となるのに必要な教育を施すことを目的とし、医学及び看護学の深奥を究めることを通じ、学術・文化の進展と人類の福祉とに寄与することを使命としている。百五十年を超える伝統及び実績を継承し、質の高い教育研究、幅広い教養・高度の専門知識・高い倫理観を備えた人材の育成、大学・地域と連携した研究成果の活用、附属病院での全人医療の提供等を通じて、府民の健康増進と福祉の向上に貢献し、地域社会はもとより国内外の発展に寄与することを目指して教育研究活動を行なっている。また、2020年度京都府公立大学法人第3期中期計画では、上記に示した本学の理念のもと、「継続的な医療人育成の展開、揺るぎない地域医療の形成、世界への情報発信、医学や医療の基盤の拡大」等をミッションとし、教育研究上の人材育成方針を明記した上で、年度ごとに自己点検評価を行っている。ここでは、特色ある教育研究の状況として5つの項目を記載した。</p> <p>【No.1:地域医療教育推進事業(地域滞在実習)】は、京都府北中部地域の基幹病院等の協力を得て、医学科5年生・看護学科3年生(看護師コース)の全員を対象に、合同で臨地実習を行うもので、地域包括ケアの先進的な取り組みや本質を理解する機会として意義は大きい。上記の理念・使命はもとより、中期計画における「II-1:教育目標を達成するための措置、(2)教育の内容-ウ:地域を理解し、地域で活躍する人材の育成」、「II-3:地域貢献目標を達成するための措置、(1)府や府内市町村、地域との連携、(4)地域医療への貢献」、「II-4:附属病院、北部医療センターの目標を達成するための措置、(2)地域医療との連携・地域医療人材の育成」を背景とした取り組みである。</p> <p>【No.2:全人的医療に必要な医文理融合を基盤としたリベラルアーツの充実、異分野交流の「場」の醸成】は、単科大学のリソースを補うための「京都三大学教養教育共同化事業」などを展開するが、冒頭に記した大学の理念・使命とともに、中期計画</p>	<p>における「II-1:教育目標を達成するための措置、(2)教育の内容-イ:グローバル化・高度情報化に対応する教育の推進、エ:幅広い視野や豊かな人間性と高い倫理観、創造力を涵養する教育の充実」などを基盤とした先進的な取り組みである。</p> <p>【No.3:京都府立医科大学産学公連携機構「KPUM Medical Innovation Core for Society」】は、医療からイノベーションを創出し社会貢献するため、環境整備と人材育成による研究力強化と社会実装を実現する産学公連携活動を推進する。大学の理念・使命とともに「II-2:研究目標を達成するための措置、(1)戦略的な研究推進、(2)研究実施・支援体制の充実、(3)オープンな研究の推進」に加え、「II-3:地域貢献目標を達成するための措置、(3)産学公連携の推進」をも背景とした取り組みである。</p> <p>【No.4:看護の統合分野におけるOSCEの取り組み】は、看護学科演習「看護の統合と実践I」の評価試験としてOSCE(客観的臨床能力試験)を実施するものであり、OSCEは看護教育において公的化されていないが、中期計画の人材育成方針に掲げる、「地域医療に貢献する人材及び世界トップレベルの高度医療人材を育成」につなげる未来志向の先端的取り組みである。「II-1:教育目標を達成するための措置、(2)教育の内容-ア:高度な専門知識と実践能力の養成」にも基盤をおく。</p> <p>【No.5:京都府立医科大学「北部キャンパス『知の拠点化』構想」による特色ある教育研究プログラム】は、地域医療や住民を支える自治体機能や地域コミュニティの未来を含めて、地域の医学的課題に関連する研究・教育を推進する目的で医学研究科に「北部キャンパス地域医学コース」を設置したものである。大学の理念・使命とともに、「II-1:教育目標を達成するための措置、(2)教育の内容-ウ:地域を理解し、地域で活躍する人材の育成、-オ リカレント教育の充実」、「II-3:地域貢献目標を達成するための措置、(1)府や府内市町村、地域との連携、(4)地域医療への貢献」、「II-2:研究目標を達成するための措置、(2)研究実施・支援体制の充実」、「II-4:北部医療センターの目標を達成するための措置、(2)地域医療との連携・地域医療人材の育成」にも根ざす取り組みである。</p>
---	--

2) 特色ある教育研究の取組み (目次)

No.	タイトル	ページ数
1	地域医療教育推進事業 (地域滞在実習)	45
2	全人的医療に必要な医文理融合を基盤としたリベラルアーツの充実、異分野交流の「場」の醸成	46
3	京都府立医科大学産学公連携機構「KPUM Medical Innovation Core for Society(K-MICS)」	47
4	看護の統合分野におけるOSCEの取り組み	48
5	京都府立医科大学「北部キャンパス『知の拠点化』構想」による特色ある教育研究プログラム	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	地域医療教育推進事業(地域滞在実習)
取組の概要	<p>本事業は、教育センターが主体となり、京都府北中部地域の基幹病院等の協力を得て、医学科 5 年生・看護学科 3 年生(看護師コース)の全員を対象に合同で臨地実習を行うものであり、ディプロマ・ポリシーでもある地域社会の現状・課題理解した上で、チーム医療の一員として医療を実践する素養を備えることや、保健・医療・福祉の協調の上で看護実践できる能力を備えるための契機となることを目的とした取組である。看護学科3年生は領域別実習前であるが、地域包括ケアの先進的な取り組みや本質を理解する機会として意義は大きい。</p>
取組の成果	<p>1) 本事業の背景</p> <p>人口 10 万人当たりの医師数について、京都府全体では全国で 2 番目に多いが、京都市を含む京都・乙訓医療圏で全国平均の 1.57 倍であるのに対し、その他 5 つの医療圏は平均以下、特に、丹後医療圏は 0.61 倍であり、府内の医師偏在問題は、長期的に取り組んできた重要課題である。2006～2008 年度は文部科学省プログラム(現代 GP プログラム)として、また 2009 年度以降は、中期計画に掲げる地域医療人材の育成の観点から、府からの補助を受けて、継続的に実施している。</p> <p>2) 事業内容</p> <p>必修科目、医学科 5 年生「地域医療実習」・看護学科 3 年生(看護師コース)「看護の統合と実践Ⅱ(実習)」の 2 単位として、全員が受講する。府北中部地域の基幹病院において、診療体制及び保健、医療、福祉に関する地域の特性を踏まえたプログラムを、病院、保健所及び本学が共同して展開している。「地域医療」、「チーム医療」をテーマとした実地実習は、2020～2022 年度はコロナ禍のためオンラインによる講義型実習となったが、2023 年度に再開した。</p> <p>① 事業内容(2023 年度)</p> <p>8 月 28～31 日に、京都府南丹市以北の基幹病院 7 施設(本学附属北部医療センター、京都中部総合医療センター、福知山市民病院、綾部市立病院、舞鶴医療センター、弥栄病院、久美浜病院)にて実施した。院内での多職種チーム医療の体験に加え、往診や訪問看護への同行、地域の開業医、福祉施設や老健施設への訪問といった院外実習により、地域における包括医療の体験を行った。地域の小学校での訪問授業を行う施設もあった。参加者数は、医学科 120 名、看護学科 58 名。</p> <p>実習 1 ヶ月前の事前学習会、実施直後の学生による報告会、概ね 2 ヶ月後の実習施設病院長等を招いての報告会を実施している。</p> <p>② 成果(学習効果)、検証</p> <p>学習効果は、報告会を通じた学生自身の振り返りで行うほか、学生記載のレポートを教育センター教員が評価し、実施後アンケートの結果とともに月 2 回開催の教育センター実務者会議で共有し、本実習の目標の達成度の検証や次年度に向けての振り返りを行なっている。2023 年度の実習後アンケート結果では、実習目標である「地域医療の現状理解・課題の発見・解決策の検討・チーム医療の理解」、行動目標である「地域医療の特徴についての理解・地域医療のニーズ、医療者の役割についての理解・地域の保健・医療体制についての理解・チーム医療についての理解・プロフェッショナリズムの実践と患者や患者家族への配慮」についていずれも「概ね出来た」以上が 8～9 割であった。実習満足度も高い結果であった一方で、今後の課題としては施設間の実習内容の差の低減、大学・施設間での実習内容に関する事前すり合わせの必要性が挙げられた。</p> <p>なお、本学における地域医療への貢献として、北中部地域の医療機関に勤務する医師の確保が挙げられるが、比較可能な 2013 年度(322 人)以降ほぼ増加の一途であり、2023 年度(393 人)には 22%増となっている。</p>
自己評価	<p>本学学生の府内出身者は、医学科/看護学科約 40%/66%であるが、府北中部地域出身者は 0.5%/8%であり、府が抱える医療格差や地域医療の課題について入学時から実体感を持つ学生は少ない。本事業は、ディプロマ・ポリシーでもある地域社会を理解した上で医療実践する素養を備えること、保健・医療・福祉の協調の上で看護実践する能力を備えることの契機となる点で、有意義な取組と考えている。2024 年実施の際には、事前に協力施設と、前年度の学生や施設の意見を踏まえた打ち合わせをし、実習の効果向上に取り組む予定である。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センター規程 ・医師偏在指標(2024 年 1 月 10 日、厚労省) ・2023 年度地域医療教育推進事業地域滞在実習実施計画 ・同報告会資料



タイトル (No. 2)	全人的医療に必要な医文理融合を基盤としたリベラルアーツの充実、異分野交流の「場」の醸成
取組の概要	<p> 本学のディプロマ・ポリシー等に記載する「コミュニケーション能力」「科学的探究心」「プロフェッショナルリズム」に基づく全人的医療を実践しうる医療者を育成するにあたって、その拠り所となるリベラルアーツや異分野交流は、科学技術や社会の発展に伴う分野横断化・学際化により、その重要性が更に増してきている。単科医科大学の限られたリソースを補うため、本学では、「京都三大学教養教育共同化事業」、「京都 4 大学連携事業」や「京都クオリアフォーラム」により、医文理融合を基盤とした効果的な教育及び研究の「場」の醸成を図っている。 </p>
取組の成果	<p> 1) 教養教育共同化における三大学の連携(京都三大学教養教育共同化事業) 学部教育における教養教育科目の拡充により、学修意欲の向上、幅広い視野や豊かな人間性の育成を目指し、2012年に文部科学省の「大学間連携共同教育推進事業」に採択され、2014年度に全国初となる「教養教育共同化事業」(本学、京都府立大学、京都工芸繊維大学)をスタートした。事業終了後の2017年度には自己財源で実施。事業主体として京都三大学教養教育研究・推進機構を組織し、各大学副学長を委員として同運営委員会が事業運営を行っている。また、企画・実践機能を担う「リベラルアーツセンター」、事業の質保証機能を担う「教育IRセンター」を設け、「三大学教養教育運営協議会」による外部評価体制を備え、学外の学識経験者からの助言を求める意見交換会を開催し、継続的な事業の改善を行っている。2017年度末、文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」の事後評価結果では総括評価で最高ランクS評価を得た。 共同化を行った科目(リベラルアーツ系科目)は、2014年度68科目→2023年度79科目と拡充し、このうち、ディスカッションにより、多様性から新たな価値創造につなげる学びを行う「リベラルアーツ・ゼミナール」も7科目→13科目と拡充してきた。また、文理融合科目が約2割の15科目設定されているほか、学生交流会や宿泊研修など、大学間での学生交流、すなわち異分野交流の「場」として機能する仕組みも設けている。 本学の受講学生(本学の総履修登録者数:2023年度前期547人、後期118人)に対して実施した授業評価アンケートでは、「自大学では接する機会のない分野の内容を学ぶことができた」という設問の、5段階評価の回答平均(全科目)が、2023年度前期「4.14」、後期「4.43」であり、医文理融合を基盤としたリベラルアーツの充実が達成され、幅広い視野、豊かな人間性の育成につながっている。 </p> <p> 2) 大学院でのヘルスサイエンス系教育研究における4大学の連携(京都4大学連携事業) 大学院での教育・研究における異分野交流を推進するため、1)の三大学及び京都薬科大学で「ヘルスサイエンス系の教育研究の連携事業」を実施している。2011年度、事業主体として「京都4大学連携機構」を設立し、各大学の学長が機構の委員となり、機構長を互選している。また、機構に「京都ヘルスサイエンス総合研究センター」(を設置し、4大学間の共同研究の促進しているほか、教員、研究者、大学院生等が一堂に会し、学術交流の場として「4大学連携研究フォーラム」を年1回開催している。2023年度のフォーラムには、本学から43名(全体179名)が参加し、ポスターセッションに15点(全体63点)出展し、2名の大学院生が優秀賞を受賞した。 </p> <p> 3) 人材育成及び共創を目的とした「知の共鳴場」として京都クオリアフォーラムと大学フェロースHIP事業 「京都クオリアフォーラム」は、2020年度、大学(本学、京都工芸繊維大学、京都産業大学、京都府立大学、同志社大学、立命館大学、奈良先端科学技術大学院大学)と産業界による人材育成及び共創を目的とした「知の共鳴場」として発足した組織で、博士課程大学院生を対象とした異分野交流による人材育成事業や社会課題の解決に向けたテーマ探索事業がある。本学は、「博士キャリアメッセ KYOTO」への参加や、地域社会の課題解決に産学(公)連携がどう活かせるかの学びの場とし、前者では本学大学院生が企業賞を受賞した。 また、本学は、2021年度から博士課程フェロースHIP事業(研究専念支援金、研究費)を実施しているが、京都クオリアフォーラムの人材育成事業への参加を要件にするなど、異分野交流を必須とした大学院教育を推進している。さらに、医学部以外の学部卒業者への医学分野での教育研究、異分野交流研究の開拓の場として、2007年度に修士課程を設置し、2023年度から本学独自の修士課程フェロースHIP制度を運用している。 </p>
自己評価	<p> 単科大学の弱みに対し、全国初の教養教育共同化事業など大学の枠を超えた取組によって克服し、多様で卓越した人材の育成、教育の質向上につなげている。当該取組は組織的に運営されており、持続可能である。一方、主に1年次のリベラルアーツの学びが専門課程を経た後、どのように効果を生じているのかの検証が不足しており、4大学連携、京都クオリアフォーラムにおいても同様であり、博士課程フェロースHIP選抜者については、キャリアパスの追跡調査を予定している。博士課程フェロースHIP事業は、令和6年度からの「次世代研究者挑戦的研究プログラム」への一本化に伴う再審査が行われ、本学は実績及び計画が認められ採択された。 </p>
関連資料	<p> ・京都三大学教養教育共同化事業報告書 ・宿泊研修報告 ・京都4大学連携機構運営会議資料 ・京都クオリアフォーラム協定書 ・京都府立医科大学フェロースHIP実施要綱 ・大学間連携共同教育推進事業 事後評価結果 ・京都ヘルスサイエンス総合研究センター ・京都クオリアフォーラム </p>

タイトル (No. 3)	京都府立医科大学産学公連携機構「KPUM Medical Innovation Core for Society(K-MICS)」
取組の概要	<p>本学は「世界トップレベルの医学を地域へ」の理念のもと、医療分野からのイノベーション創出により社会に貢献することを行動目標の一つに掲げている。その実現のため、京都府立医科大学産学公連携機構「KPUM Medical Innovation Core for Society(K-MICS)」を設立し、研究環境整備と越境的研究人材の育成による研究力強化に加え、社会実装にコミットする産学公連携活動を推進し経営基盤の強化にもつなげる。</p>
取組の成果	<p>現在、我が国は、最先端医学の研究開発における国際競争力の低下、及び「超少子高齢化」「労働人口減少」「自治体機能維持困難」といった構造的な問題が、最大の危機的課題となっている。両者とも本学が担うべき「医療分野のイノベーション」が鍵を握る課題であることから、大学としてこのような課題解決を志向する教育研究の取り組みが求められるところであった。特に、大学ビジョンにおいて、「医学の分野で世界に伍する研究大学」「全てのステークホルダーの期待に応える地域の拠点大学」を掲げており、本学では「医療分野からのイノベーション創出」を重要な社会貢献の一つと位置付けている。そのため、全学的な研究体制の構築や、大学や企業、行政等との連携によるオープンな共同研究の推進と研究環境の整備が待たれていた。</p> <p>1) 京都府立医科大学産学公連携機構「KPUM Medical Innovation Core for Society(K-MICS)」の設置</p> <p>K-MICS は産学公連携研究の推進を担う大学内組織として、2024年4月に設置され、機構長は学長である。従来から、産学共同研究は個人レベルでは積極的に行われていたものの、社会実装につなげるためのノウハウや支援が少なく、十分に研究成果を社会に還元できていたとは言えなかった。そこで、大学の社会貢献活動の一環として、特に社会課題の解決に資する研究について産学共同研究や行政・自治体との連携を積極的に支援する学内組織体制を整備した。URA や知財に関する人材を配置し、企業との連携に関する諸業務をワンストップで支援する体制を構築している。特に、幅広い研究テーマ設定で大きな社会課題に取り組む「組織間包括協定」の制度を設け、広く学内の研究者を公募によって選定する産学共同研究も可能にした。これにより、本学の研究力を通した社会貢献に向けた支援体制強化を実現した。</p> <p>2) K-MICS の支援による越境的研究人材の育成(大学フェロースHIP・SPRING 事業)</p> <p>K-MICS では、産学連携研究の推進支援のみならず、メディカルイノベーション創出で我が国の研究力強化や地域社会の課題解決に資する人材の育成にも力を入れている。K-MICS 内に「覚生塾」と名づけた人材育成プログラムを設け、大学院生や学部生を対象に、企業経営者や起業経験者を含む外部講師による講演のほか、インターンシップや産学連携イベントへの参加など、通常の医科大学ではできない教育プログラムを提供する。特に、本学が助成を受ける文科省の「大学フェロースHIP事業」やその後継の「SPRING 事業」の支援対象に選抜された大学院生には、「覚生塾」への参加によってトランスファラブル・スキルの修得を通じた越境的研究人材として、アカデミアや企業も含めた多様なキャリアパスを提示しイノベーションで社会に貢献できる人材の輩出を目指している。大学フェロースHIPでは、博士課程大学院生(1学年70名定員)のうち6名/学年を選抜し支援を行なっているが、本学独自のプログラムが乏しいことが課題であった。K-MICS の設置による「覚生塾」発足により、最適化したイノベーション人材育成プログラムを提供する体制を整えた。</p> <p>3) 研究力向上に資する持続可能な研究環境整備</p> <p>K-MICS の事業による大学の財政基盤の多様化は、持続可能な研究環境整備にも寄与している。中央研究室による汎用大型研究機器の整備は大学の研究力の根幹をなすものであり、その実現には安定した財源確保が重要になる。本学では、2023年度、計画的な研究環境整備のための基金造成を予算化した。K-MICS の設置により、産学共同研究等による大学収入の一部を基金充当する持続可能な制度として拡充した。</p>
自己評価	<p>「医療分野からのイノベーション創出」は、その達成に質の高い研究人材育成と安定した研究環境整備は不可欠の基盤的事業である。また、社会や産業界からの期待も大きく、社会の中での本学のあり方として、推進すべき観点である。大学ビジョン「医学分野で世界に伍する研究大学」「全てのステークホルダーの期待に応える地域の拠点大学」の実現のために、持続可能な研究力強化に向けた本取り組みは必須であるとともに、社会実装を通じた社会貢献の観点からも評価できる。なお、学外の有識者からなる評議員会(ステアリング・コミティ)意見・評価も踏まえ、外部への積極的な広報の充実とともに、継続的に取組内容をブラッシュアップしていく。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・大学学則 ・大学院学則 ・第3期中期計画 ・京都府立医科大学産学公連携機構「KPUM Medical Innovation Core for Society(K-MICS)」規程 ・京都府立医科大学産学公連携機構「KPUM Medical Innovation Core for Society(K-MICS)」 戦略的社会推進基金規程

タイトル (No. 4)	看護の統合分野における OSCE の取り組み																																																								
分析の背景	<p>本学看護学科では、第 4 次カリキュラム改正で看護の統合分野が創設された 2009 年度より、4 年次後期の演習科目「看護の統合と実践 I」の評価試験として OSCE(客観的臨床能力試験)を実施している。OSCE は、情意・技術の達成状況を評価するものであり、本学では、4 年間で学んだ知識・技術・態度を統合する看護の統合分野で OSCE を実施することにより、中期計画に掲げる「地域医療に貢献する人材及び世界トップレベルの高度医療人材を育成」につなげる取り組みである。</p>																																																								
分析の内容	<p>OSCE は「看護の統合と実践 I」の科目責任者を中心に組織された OSCE 実施コアメンバーにより、シナリオの作成、評価基準の策定、試験の運営、評価の実施、評価結果の分析、次年度の授業計画への反映までを行っている。評価においては、教員・臨床指導者による客観的評価、学生の自己評価からなる双方向の評価を採用している。評価結果は学生への指導のみならず、次年度の本科目の講義・演習内容の改善につなげている。</p> <p>1) 「看護の統合と実践 I」の授業計画</p> <p>履修生は、看護師コースの 4 年生 (55 名前後)である。教育目標は、「既習の知識技術を統合し、対象の状態に応じた看護を実践する能力、看護師としての責務、倫理的判断、ケアリングを基本とした援助関係形成能力、臨床判断能力、リスクマネジメント能力など、臨床現場における実践的知識・技術の習得」である。本科目は、①「私たちが目指す看護実践能力」に関するグループワークに始まり、②事例に基づいた看護技術演習等を経て、③評価試験:OSCE を実施している。OSCE 事例の妥当性については、コアメンバーで十分に吟味し、附属病院看護師長の協力を得て妥当且つリアリティのある内容となるよう検討している。②の演習内容は、OSCE で求められる看護技術を想定した内容にしており、前年度の OSCE 結果の傾向を踏まえて指導しているほか、附属病院教育インストラクターの協力を得て、臨床・教育協働事業としている。また、学生には、授業開始時にゴールシートを用いた目標設定の意義を説明した上で、ポートフォリオの作成を促している。</p> <p>2) 「看護の統合と実践 I」の評価試験としての OSCE の実施</p> <p>OSCE で扱う事例は、多重課題を基本とした複数の患者対応を設定しており、医療を取り巻く環境と教育目標に照らして、2~3 年ごとに見直している。評価は教員、臨床指導者、大学院生が担当し、実施後、量的評価に加え、患者役の目線からみた質的評価を基にディブリーフィングしている。また後日、分析集計結果のフィードバックと模範解答となる動画視聴により、学生自らの振り返りを強化している。さらに、授業開始当初のグループワーク内容を再度検討するワークを実施し、本科目での学修内容と今後の課題の明確化を図っている。</p> <p>3) OSCE の実施評価・教育評価</p> <p>右図は、2023 年度実施のドメイン別得点率である。「感染予防」「医療安全」「正確な実施」については得点率が低い傾向にある。知識としては理解しているものの、手指衛生などの感染予防行動、薬剤の取り扱いなど、適切なタイミングでの確実な実施の観点から課題が大きい。これらのドメインごとの OSCE の得点率、授業評価、評価者からの運営評価も含め、科目責任者、実施担当者間で共有した上で課題の抽出を行い、次年度の授業計画を作成している。</p> <div data-bbox="794 1272 1380 1675" style="text-align: center;"> <table border="1"> <caption>図 OSCE 評価ドメイン別得点率</caption> <thead> <tr> <th>ドメイン</th> <th>自己</th> <th>教員</th> <th>臨床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>感染予防</td><td>~40</td><td>~50</td><td>~80</td></tr> <tr><td>医療安全</td><td>~40</td><td>~50</td><td>~80</td></tr> <tr><td>正確な実施</td><td>~40</td><td>~50</td><td>~80</td></tr> <tr><td>作業管理</td><td>~60</td><td>~70</td><td>~90</td></tr> <tr><td>説明と同意</td><td>~60</td><td>~70</td><td>~90</td></tr> <tr><td>状況把握</td><td>~60</td><td>~70</td><td>~90</td></tr> <tr><td>安楽への配慮</td><td>~60</td><td>~70</td><td>~90</td></tr> <tr><td>プライバシーの保持</td><td>~60</td><td>~70</td><td>~90</td></tr> <tr><td>コミュニケーション</td><td>~60</td><td>~70</td><td>~90</td></tr> <tr><td>看護者としての基本姿勢</td><td>~60</td><td>~70</td><td>~90</td></tr> <tr><td>臨床判断</td><td>~60</td><td>~70</td><td>~90</td></tr> <tr><td>その場に適した言動</td><td>~60</td><td>~70</td><td>~90</td></tr> <tr><td>患者観察</td><td>~60</td><td>~70</td><td>~90</td></tr> </tbody> </table> </div>	ドメイン	自己	教員	臨床	感染予防	~40	~50	~80	医療安全	~40	~50	~80	正確な実施	~40	~50	~80	作業管理	~60	~70	~90	説明と同意	~60	~70	~90	状況把握	~60	~70	~90	安楽への配慮	~60	~70	~90	プライバシーの保持	~60	~70	~90	コミュニケーション	~60	~70	~90	看護者としての基本姿勢	~60	~70	~90	臨床判断	~60	~70	~90	その場に適した言動	~60	~70	~90	患者観察	~60	~70	~90
ドメイン	自己	教員	臨床																																																						
感染予防	~40	~50	~80																																																						
医療安全	~40	~50	~80																																																						
正確な実施	~40	~50	~80																																																						
作業管理	~60	~70	~90																																																						
説明と同意	~60	~70	~90																																																						
状況把握	~60	~70	~90																																																						
安楽への配慮	~60	~70	~90																																																						
プライバシーの保持	~60	~70	~90																																																						
コミュニケーション	~60	~70	~90																																																						
看護者としての基本姿勢	~60	~70	~90																																																						
臨床判断	~60	~70	~90																																																						
その場に適した言動	~60	~70	~90																																																						
患者観察	~60	~70	~90																																																						
自己評価	OSCE は医学教育ではすでに全国共通試験として実施されているものの、看護基礎教育において公的化はされておらず、大学独自の取組にとどまっている。そのような状況において本学は、平成 21 年より、臨床と協働して OSCE を実施してきた。4 年次の看護の統合分野の評価試験として実施することにより、臨床現場に対応できる「実践力」の到達度を測ることが可能となり、学生の自己評価においても「自己の課題を明確にできた」「卒後の自信につながった」などにおいて高い評価が得られ、医療人材育成に寄与する取り組みとなっている。また、今後の OSCE の公的化も視野に入れた質保証の取組としても意義が大きいと考える。今後は、本教育が卒後の臨床実践能力にどのようにつながっているか等の卒業生調査と連携させていくことが課題である。																																																								
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバス(看護の統合と実践 I) ・OSCE 実施要領 ・OSCE 評価結果 ・OSCE 授業評価 																																																								

タイトル (No. 5)	京都府立医科大学「北部キャンパス『知の拠点化』構想」による特色ある教育研究プログラム
取組の概要	<p>本学は、「世界トップレベルの医学を地域へ」を理念としており、地域での教育研究活動は本学の使命であるとともに特色である。これに基づき、「地域」と「医療」にフォーカスした学部教育・大学院教育・研究を展開する「北部キャンパス『知の拠点化』構想」を進めている。これは2013年の京都府立与謝野海病院の本学附属病院化をきっかけとしたものであるが、ここに、2023年度大学院医学研究科に「北部キャンパス地域医学コース」を設置した。本コースは、地域医療や健康長寿に加え、地域住民の暮らしを支える自治体機能や地域コミュニティの未来を含めて、広く地域の医学的課題に関連する研究・教育を推進することを目的としている。地域社会にインパクトをもたらす全国的にも例がない特色ある教育・研究プログラムを構築した。</p>
取組の成果	<p>公立医科大学である本学は、地域が抱える問題に対し、従来から、様々な形で貢献してきたが、多くは、地域医療機関における医師確保(供給)への要請という形であり、個別の要望をそれぞれに受けるものであった。しかし、我が国最大の社会課題とも言える地域社会の危機に取り組むことなしに、地域ひいては我が国の持続可能な未来はない。北部キャンパスの大学機能強化は、未来社会を見据えた地域貢献・人材育成の取組である。</p> <p>1) 大学院医学研究科「北部キャンパス地域医学コース」の設置</p> <p>本コースは、2023年度、北部医療センターを中心とする府北中部地域に勤務する医師を対象とした社会人大学院コースとして設置した。中期計画に掲げる「地域の医療者のニーズに合わせたキャリア形成」に該当する。</p> <p>本学の地域枠学生は1学年7名であり、府北中部の医師不足地域での6年間の勤務を含む合計9年間、府指定病院での勤務が義務付けられている。本学の特徴として、地域枠卒業生が極めて優秀であるのみならず、強い向上心を持つものが多い傾向にある。しかし、従来の制度では、奨学金に係る義務履行上、大学院への進学が制約を受け、地域の医学的課題に対するより深い学びや研究の機会が損なわれる場合もあった。そこで、地域枠学生を、単なる医師不足解消の手段ではなく、地域の医学課題の解決に取り組む研究人材・高度専門人材の卵という観点で捉え、より波及効果が大きい人材活用ができるようにするため、北部医療センターの教育・研究機能強化の一環として、学びや研究の機会を提供するプログラムを構築したものである。</p> <p>なお、地域枠学生は、医療法上策定される「京都府キャリア形成卒前支援プラン及び京都府キャリア形成プログラム」に基づき、府と本学が連携し、早期体験実習(1~3年生を対象に1泊2日で北中部地域の医療機関を訪問)、府健康福祉部長との意見交換会、各種研修を実施している。それらが、地域医療に貢献することの動機づけや、先述の向上心の高さにつながっている。</p> <p>北部医療センターには、臨床系のほぼ全ての講座から教員が派遣されており、通常の診療のみならず学術的な研究論文の執筆をおこなっている。このような研究教育リソースを活用し、学部教育のみならず、大学院生に対する教育及び研究指導を行う。2024年度には、地域枠卒業生のほか、自治医大卒業生・一般枠卒業生の合計5名が本コースに入学したが、全国でも類を見ない「地域の医学的課題の高度専門人材」を育成する特色ある教育研究プログラムとして新聞等にも大きく取り上げられるなど、社会的インパクトが大きな取り組みである。</p> <p>2) 北部キャンパスに総合医療・地域医療学講座の設置</p> <p>2012年2月の有識者会議の提言では、「総合医療講座(中略)を設置し、現在の府立医科大学では学べない地域医療を学べる環境整備を行い、総合診療力をもった医師の養成を図ることが重要」と言及されていた。「北部キャンパス『知の拠点化』構想」はその延長にあり、具体化の一つが、「総合医療・地域医療学講座」の新設である。2023年1月に専任教授が着任し、名実ともに地域の医学的課題に取り組む知の拠点の機能を有した。現在、教職員が増加し地域医療の高度専門人材を目指す医師のメッカとなってきた。学部教育はもとより、大学院北部キャンパス地域医学コースにおいても中心的な役割を担う。</p>
自己評価	<p>地域医療の危機は、単に医療の問題ではなく地域社会のあり方にもつながる本質的かつ普遍的な課題であり、中期計画に掲げられるミッション「ゆるぎない地域医療の形成」にも関わる、本学が取り組むべき社会課題の一つである。上記の取組は、①医師確保、②医師のキャリア形成、そして、③大学リソースを活かした地域課題解決への貢献、など多面的な意義をもつだけでなく、日本の普遍的課題への挑戦であり、世界の近未来を先取りしたモデルケースとなるものである。地域医療を「実践的総合知創出のフィールド」と再定義し、地域枠卒業生にアカデミアや国際機関でも活躍できる未来を提示した。これは、地域枠以外の卒業生にも魅力ある選択肢となっており、本学の強みを活かした特色ある教育研究プログラムとなっている。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院医学研究科「北部キャンパス地域医学コース」募集要項 シラバス ・京都府立与謝の海病院あり方検討有識者会議 提言(2012年2月) ・朝日新聞デジタルニュース「府立医科大、北部キャンパスに社会人対象の院地域医学コース設立」

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

事項		記入欄										備考							
大学の名称		京都府立医科大学																	
学校本部の所在地		京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465番地																	
教育研究組織	学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日		所在地						備考								
		医学部医学科	1921年10月		京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465番地(河原町キャンパス)														
		看護学科		2002年4月1日		京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410番地(広小路キャンパス)													
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日		所在地						備考								
		医学研究科医科学専攻(M)	2007年4月1日		京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465番地(河原町キャンパス)														
		統合医科学専攻(D)	1957年3月		同上														
		保健看護学研究科博士前期課程(M)	2007年4月1日		京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410番地(広小路キャンパス)														
		保健看護学研究科博士後期課程(D)		2018年4月1日		同上													
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日		所在地						備考								
		□□研究科□□専攻 □□研究科□□専攻																	
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日		所在地						備考									
	京都府立医科大学附属病院 附属北部医療センター			京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465番地(河原町キャンパス) 京都府与謝郡与謝野町字男山481番地(与謝キャンパス)															
学生募集停止中の学部・研究科等		□□学部□□学科(年度学生募集停止、在学生数 人)																	
教育研究組織	学士課程	学部・学科等の名称	専任教員等										備考						
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数							
		医学部医学科	42人	55人	80人	254人	431人	140人	30人	0人	33人	人							
		医学部看護学科	10人	5人	7人	11人	33人	12人	6人	0人	27人	人							
		(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	20人	—	—	—	—							
	計	52人	60人	87人	265人	464人	172人	36人	0人	60人	—								
	学士課程(専門職学位課程を含む)	学部・学科等の名称	専任教員等										備考						
			教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数
		〇〇学部〇〇学科	人	人	人	人	人	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人
		△△課程	人	人	人	人	人	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人
〇〇学部〇〇専門職学位課程		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—	
大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員										備考							
		研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員								
	医学研究科医科学専攻(M)	41人	41人	125人	166人	6人	—	—	6人	12人	0人	8人							
	統合医科学専攻(D)	41人	41人	125人	166人	30人	—	—	30人	60人	0人	0人							
	保健看護学専攻博士前期課程	17人	10人	11人	28人	6人	—	—	6人	12人	人	23人							
	保健看護学専攻博士後期課程	12人	10人	4人	16人	6人	—	—	6人	12人	人	0人							
計	111人	102人	265人	376人	48人	—	—	48人	96人	0人	31人								
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員										備考							
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員								
	□□研究科□□専攻	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人							
	法務研究科法務専攻	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人							
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人								
校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考												
	校舎敷地面積	9,820㎡	112,278.86㎡	3,226㎡	㎡	115,504.86㎡	下鴨キャンパス:京都府立大学、京都工芸繊維大学と共用												
	運動場用地	—	8,449.54㎡	㎡	㎡	8,449.54㎡													
	校地面積計	9,820㎡	120,728.4㎡	3,226㎡	㎡	123,954.4㎡													
	その他	—	4,279.3㎡	㎡	㎡	4,279.3㎡													

施設・設備等	区分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	校舎	校舎面積計		18,250㎡	5,3596 ㎡	9,089 ㎡	㎡	62,685 ㎡
教員研究室		学部・研究科等の名称	室数					
		医学部医学科	44 室					
		医学部看護学科	27 室					
学部医学科教養教育(下鴨キャンパス)		11 室						
教室等施設		区分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
		河原町キャンパス教室等施設	5 室	3 室	5 室	2 室	0 室	
		広小路キャンパス教室等施設	8 室	5 室	7 室	1 室	1 室	
		下鴨キャンパス教室等施設	8 室	1 室	3 室	1 室	0 室	
図書館・図書資料等		図書館等の名称	面積	閲覧座席数				
	中央図書館	5,020 ㎡	219 席					
	教養図書室(京都学・歴史館内)	4,300 ㎡	0 席					
	サテライトキャンパス	㎡	席					
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕				
	中央図書館	83,490 [28,311] 冊	8,468 [3,056] 種	11,145 [9,566] 種				
	教養図書室	5,217 [776] 冊	0 [0] 種	0 [0] 種				
	サテライトキャンパス	[] 冊	[] 種	[] 種				
	計	88,707 [28,087] 冊	8,468 [3,056] 種	11,145 [9,566] 種				
	体育館	面積						
河原町キャンパス		1,173 ㎡						
花園キャンパス	1,285 ㎡							

[注]

- 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください(通信教育課程を含む)。
- 教育研究組織の欄に、学部等連携課程(大学設置基準第42条の3の2)を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 教育研究組織の欄に、専門職学科(大学設置基準第10章)を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 教員組織の欄には、教育研究組織の欄に記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程(専門職学科等含む)」の欄を使用してください。
- 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等(〇〇)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数(及び「うち教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 教員組織の欄に、学部等連携課程(大学設置基準第42条の3の2)に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程(専門職学科等含む)」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員(兼任)は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二(備考に規定する事項を含む。)
・大学通信教育設置基準第9条別表第一(備考に規定する事項を含む。)
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示第175号)別表第一、別表第二及び別表第三(備考に規定する事項を含む。)
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)第1条及び第2条
- 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員(実務家専任教員)の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程(専門職学科等含む)においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者(みなし専任教員)の教員数を記入してください。
- 「学士課程(専門職学科等含む)」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 「学士課程」のうち、薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に()で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る専任教員について定める件」(平成16年文部科学省告示第175号)第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設(大学設置基準第39条第1項を参照)用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票(様式第20号)における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設面積としてください。
- 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	入学定員に対する平均比率	備考
医学部	医学科	志願者数	262	288	303	381	312		収容定員は学則附則を参照
		合格者数	108	107	109	108	109		
		入学者数(A)	107	107	107	107	107		
		入学定員(B)	107	107	107	107	107	100%	
		入学定員充足率(A/B)	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数(C)	662	668	663	660	656		
		収容定員(D)	642	642	642	642	642		
	収容定員充足率(C/D)	103%	104%	103%	103%	102%			
	看護学科	志願者数	139	131	149	119	134		100%
		合格者数	88	87	85	85	87		
		入学者数(E)	85	85	85	85	85		
		入学定員(F)	85	85	85	85	85		
		入学定員充足率(E/F)	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数(G)	344	343	341	342	343		
収容定員(H)		340	340	340	340	340			
収容定員充足率(G/H)	101%	101%	100%	101%	101%				
医学部合計	志願者数	401	419	452	500	446		100%	
	合格者数	194	194	194	193	196			
	入学者数(I)	192	192	192	192	192			
	入学定員(J)	192	192	192	192	192			
	入学定員充足率(I/J)	100%	100%	100%	100%	100%			
	在籍学生数(K)	1,006	1,011	1,004	1,002	999			
	収容定員(L)	982	982	982	982	982			
	収容定員充足率(K/L)	102%	103%	102%	102%	102%			

研究科名	専攻名	項目	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	入学定員に対する平均比率	備考
医学研究科	医科学専攻	志願者数	8	7	7	9	7		60%
		合格者数	8	6	5	9	5		
		入学者数(A)	8	6	5	7	4		
		入学定員(B)	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率(A/B)	80%	60%	50%	70%	40%		
		在籍学生数(C)	19	14	11	18	12		
		収容定員(D)	20	20	20	20	20		
	収容定員充足率(C/D)	95%	70%	55%	90%	60%			
	統合医科学専攻	志願者数	76	83	69	79	75		106%
		合格者数	74	82	68	76	73		
		入学者数(E)	73	82	67	76	72		
		入学定員(F)	70	70	70	70	70		
		入学定員充足率(E/F)	104%	117%	96%	109%	103%		
		在籍学生数(G)	322	330	304	299	296		
収容定員(H)		280	280	280	280	280			
収容定員充足率(G/H)	115%	118%	109%	107%	106%				
医学研究科合計	志願者数	84	90	76	88	82		100%	
	合格者数	82	88	73	85	78			
	入学者数(I)	81	88	72	83	76			
	入学定員(J)	80	80	80	80	80			
	入学定員充足率(I/J)	101%	110%	90%	104%	95%			
	在籍学生数(K)	341	344	315	317	308			
	収容定員(L)	300	300	300	300	300			
	収容定員充足率(K/L)	114%	115%	105%	106%	103%			

研究科名	専攻名	項目	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	入学定員に対する平均比率	備考
保健看護学研究科	保健看護学専攻 (博士前期課程)	志願者数	8	8	3	8	5		68%
		合格者数	8	6	3	7	4		
		入学者数(A)	8	5	3	7	4		
		入学定員(B)	8	8	8	8	8		
		入学定員充足率(A/B)	100%	63%	38%	88%	50%		
		在籍学生数(C)	17	16	10	11	12		
		収容定員(D)	16	16	16	16	16		
	収容定員充足率(C/D)	106%	100%	63%	69%	75%			
	保健看護学専攻 (博士後期課程)	志願者数	4	4	4	3	3		113%
		合格者数	4	3	4	3	3		
		入学者数(E)	4	3	4	3	3		
		入学定員(F)	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率(E/F)	133%	100%	133%	100%	100%		
		在籍学生数(G)	14	17	17	18	19		
収容定員(H)		9	9	9	9	9			
収容定員充足率(G/H)	133%	156%	189%	200%	211%				
保健看護学研究科合計	志願者数	12	12	7	11	8		80%	
	合格者数	12	9	7	10	7			
	入学者数(I)	12	8	7	10	7			
	入学定員(J)	11	11	11	11	11			
	入学定員充足率(I/J)	109%	73%	64%	91%	64%			
	在籍学生数(K)	29	30	27	29	31			
	収容定員(L)	25	25	25	25	25			
	収容定員充足率(K/L)	116%	120%	108%	116%	124%			

<編入学>

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	備考
○○学部	○○学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
	××学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
○○学部合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)・研究科・専攻・専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースとそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部・学科の改組等により、新旧の学部・学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>)の表ではない方の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。